

## 第23回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成25年9月6日（木曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

### 【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史、飯塚隆藤、久保明彦、杉江貞昭、高橋恭弘、竹門康弘、田中真澄、土屋義信、土居好江、中村桂子、西野由紀、野口義晃、松井成樹、松井恒夫、村島哲郎、山中英之（座長・副座長以外五十音順）

### 【行政メンバー】

京都市 藤原倫也（建設局水と緑環境部河川整備課長）

京都府 松浦章（京都土木事務所長）

### 【事務局（京都府）】

東川直正（建設交通部長）、板屋英治（建設交通部理事）、高野秀雄（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）、星野欽也（建設交通部都市計画課公園緑地担当課長））ほか

【一般傍聴 4名】

【報道機関 4社】

第4 内容

### 1 開会

○板屋（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻になりましたので、第23回鴨川府民会議を開催させていただきます。本日は皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部理事の板屋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

開催に当たりまして、このたび建設交通部長に人事異動がございましたので、新部長の東川からご挨拶を申し上げます。

○東川（京都府建設交通部長）

この8月から京都府の建設交通部長を拝命いたしました東川でございます。よろしくお願いたします。

本日、ご多忙にもかかわらずご出席、ありがとうございます。

河川というところは、治水安全性ということが重要でございます。鴨川についてもその安全性を高めていくということを今後、一生懸命やっていきたいと思っております。しかし、一方で、河川にはそれを利用するという機能がございまして、この鴨川府民会議というところでも、環境保全の問題や快適な利用のあり方など、さまざまな課題について毎回、大変熱心に議論いただいているということでございます。

先日、私も鴨川を歩きましたけれども、木は生え、泳いでいる魚はおり、そこには鳥が飛んでくる。また、その河川敷には人が歩き、また走り、サイクリングをしている人、そこで楽器を鳴らす人、読書をしている人、さまざまな利用があったと思います。また、京都の文化である風情ある納涼床などもありました。まさに、こういう河川は日本にはないというだけではなく、世界にもここしかないのではないかと、大変誇れる河川だというふうに思っております。

そういった鴨川を、さらによりよくポテンシャルを高めていくために、ここでのご議論を活発にいただきまして、一生懸命、世界に誇れる鴨川の地位を高めていきたいと思しますので、よろしくお願したいと思します。

○板屋（京都府建設交通部理事）

それでは、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。京都府京都土木事務所長の松浦章でございます。

○松浦（京都府京都土木事務所長）

どうぞよろしくお願いたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

京都市建設局水と緑環境部河川整備課課長の藤原倫也様でございます。

○藤原（京都市建設局水と緑環境部河川整備課長）

藤原です。どうぞよろしくお願します。

○板屋（京都府建設交通部理事）

なお、本日は、川嶋瑛莉様、金剛育子様、坂口圭豊様、新川達郎様、舟津麻子様は欠席でございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。本日は資料として、「次第」、「出席者名簿」、それと資料1から資料7という構成をご用意してございます。

不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら、事務局のほうにお申し付けさせていただきたいと思います。

それでは、早速、議事に入っていきたいと思います。議長は座長をお願いしておりますので、金田座長、議事進行のほうお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

## 2 議事

### (1) 鴨川の新しいプランについて

#### ○金田座長

それでは、第23回の鴨川府民会議を早速始めさせていただきます。多少過ごしやすくなりまして、ほっとしておりますが、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日は、この議事次第を書きました最初のペーパーに、1時30分から4時までという時間が書いてございます。それが理想ではございますが、そこに議事が並べてありますように、7件も並んでおりまして、スタートからちょっと不安に思っておりますので、どうぞご協力のほどお願いしたいと思います。とは申しましても本日は、特に最初の鴨川の新しいプランについてというような、今後の基本的な方向を決める形になる提案もございますので、十分に意見を交わしていただきたいと思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。議事の1番、「鴨川の新しいプランについて」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

#### ○平田（京都府建設交通部河川課副課長）

それでは、説明をさせていただきます。私、河川課で計画担当の副課長をしております平田といいます。どうぞよろしく願いいたします。

お手元の資料でございますけれども、資料1-1から資料1-8までを資料としてお配りさせていただいております。それから、委員の皆様のお手元のほうには、本文中に出てきます鴨川流域懇談会の提言というもの、それから河川整備計画というものにつきまして、参考としてお配りをさせていただいております。

それでは、失礼して座って説明させていただきます。

まず、資料1-1をごらんいただきたいと思います。この鴨川の新しいプランの策定の

スケジュールでございます。この鴨川の新しいプラン、アクションプランにつきましては、アクションプランのフォローアップ委員会という委員会での議論、それから鴨川府民会議での議論、それから議会等へ報告いたしまして、広く意見をいただきますパブリックコメントを行うということを手続といたしまして、策定を進めていきたいというふうに考えております。表の中ほどにありますけれども、アクションプランのフォローアップ委員会につきましては、第1回を9月4日の日に、おとついででございますけれども、開催させていただきました。概要につきましては、後ほど紹介させていただきます。本日、9月6日に府民会議のほうでご議論いただきまして、それらの意見を踏まえて第2回の委員会、それから、府民会議でいいますと第3回の府民会議でもご意見をいただき、策定をしていきたいというふうに考えております。きょう、お手元にお配りしておりますものにつきましては、中間案という形の位置づけになっておりまして、この中間でもちまして、次回までの間にパブリックコメントをさせていただこうというふうに考えております。策定のスケジュールにつきましては、以上の内容でございます。

それでは、引き続きまして、本日お配りしております資料についてご説明させていただくんですが、ちょっと飛んで申しわけないんですが、資料1－8というのをちょっとごらんいただきたいと思います。先ほど申しましたように、広く意見をとりながら11月から12月にかけてとりまとめを行っていきたいということでございまして、そこに書いておりますように、本日の資料につきましてはのご意見あるいはお問い合わせ等、本日の会議の中、それから、できましたら10月末までに、また後日でも結構でございますので、メールあるいはファクスその他でご意見を、府民会議の皆様からいただければというふうに考えております。

それでは、資料の中身の説明をさせていただきます。資料1－2でございますけれども、この資料1－2につきましては、現在まで5カ年間取り組んでまいりました水辺の回廊整備・鴨川創造プランというものでございます。今年度末までの進捗の状況、予定についてとりまとめをしております。説明資料といたしまして、資料1－3というのをつけております。資料1－3を1ページあけていただきまして、2ページ目のところをごらんいただきたいんですが、これが河川整備計画策定と同時に策定いたしました現在の5カ年プランの内容と行動計画表でございます。今回の新しくつくるプランにつきましては、これのさらに右側になります平成26年から平成30年間の5カ年プランというのをつくっていくということになります。2ページ目にお示しさせていただいておりますのが、公共空間

整備と呼ばれるものについてのアクションプランでございまして、1枚めくっていただきまして4ページのほうにつきましてが、治水対策につきましての現在のアクションプランという形になっております。それから、5ページ以降、そのアクションプランで、現アクションプランで決めました内容につきまして、現在の整備状況を、それぞれ1枚ずつという資料でございませけれども、整備前と改修後というようなものを比較しながら整理をさせていただいております。

内容等につきましては、毎年、府民会議でも報告させていただいている内容と同一でございませ。ちょっと、きょう、時間の関係もありますので、個々に説明のほうはちょっと省略させていただきますけれども、整備をするという形のものとして挙げられたものにつきましては、一部、不法占用でありますとか耕作地、そういうことでの地元との協議でまだ未完成の部分が若干残っておりますけれども、おおむね8割方、9割方、事業としては進捗しておると。順調な進捗ではないかというふうに思っております。

それでは、今年度策定を予定しております新しいプランについて、説明をさせていただきます。資料のほうにつきましては1-4、1-5、1-6というもので説明をさせていただきたいというふうに思います。

1-4につきましてが、「千年の都・鴨川清流プラン（仮称）」と書いておりますけれども、新しいプランの本文でございませ。プランの中身としまして、まず形のほうから説明させていただきますと、めくっていただきまして、1ページに「はじめに」ということがありまして、その後から現状と課題というものにつきまして、治水上の問題が1ページから2ページにかけて。それから景観、環境上の課題というのが、2ページから3ページにかけて。3ページから4ページにつきましてが、河川利用上の課題というふうなことの記述をさせていただいております。それから、次に5ページ以降につきましてが、5ページ、6ページ、7ページがそれぞれにつきましての今後取り組むべき方向性について記述をさせていただきまして、一番最後のページになります8ページ、ここにしまして、具体的な施策のメニューというのを整理させていただいております。

資料1-5につきましては、その施策メニューにつきましてのイメージというのを、説明資料として整理させていただいております。

1-6の資料を見ていただきたいと思ひませ。今回の大きな枠組みでございませけれども、先ほどちょっと紹介させていただきました鴨川につきましては、一番左側に、小さな字で申しわけないんですが鴨川流域懇談会というくくりがございませ。こちらのほうで鴨

川についての取り組みの方向性をご提言いただきまして、それをもとに2つ目の縦列になるんですけども、「鴨川河川整備計画」という30年間の鴨川についての河川整備のついた計画を策定させていただいております。その次、3つ目の縦列が、21年から25年度の期間で策定いたしました前回のアクションプランで記述しておる内容でございます。一番右のところ、千年の都・鴨川清流プラン（仮称）ということで、今回のアクションプランのほうに記述をさせていただいている内容になっておりまして、基本的な方向を定めた懇談会、それから30年間の河川整備計画の中から切り出していくというような形で、プランづくりをさせていただいております。

それでは、次に内容について少しご説明をさせていただきます。

資料1－4の素案というものをあけていただきまして、1ページ目のところから、治水上の課題ということで整理をさせていただいております。従来から、鴨川につきましては、まだまだ流下能力が不足しておると。治水、安全度が低いということがご紹介させていただいておりますけれども、この中で、特に新たな形として書かせていただいている部分といたしましては、1ページの下から8行目になるんですが、最近ではということで、温暖化に伴う気候変化がもたらしていると考えられる集中豪雨の多発、台風の大型化、少雨傾向の深刻化など、過去に経験したことのない現象や事態が発生しているということで、近年の非常な集中豪雨の多発、規模の増大というものへの対応というのを、新たな課題ということで挙げさせていただいております。

それから、同じ内容につきましてですけども、2ページの治水の課題の一番最後のほうなんですけれども、写真の横になりますが、頻発する集中豪雨をはじめ想定規模以上の外力ということで、非常に大きな外力が働く被害を最小限に抑えるためには、これまで整備されてきた堤防や護岸などの河川管理施設が、その機能を適正に維持し続けていくことが重要であり、日常の点検や監視を充実して、補修や計画的な更新を効率的に図っていく必要があるというようなところを、一つ課題としてとらまえております。

それから、続きまして、鴨川の景観、環境上の課題というところがございますけれども、2ページの下から始まりまして、3ページのほうで、一番上のほうの1行目、2行目というところで、一つ鴨川の景観を阻害する要素ということで室外機でありますとかネオンサイン、看板などがあるということがございます。これは以前から指摘されていた内容でございますけれども、これについても課題として再度挙げさせていただいております。その下のところにつきまして、鴨川条例で納涼床の審査基準、その他景観形成に努めていると

いう現状のほうも書かせていただいております。

それから、河川の利用上の課題というところが、3ページから4ページに書いているところでございますけれども、従来から取り組んでいる内容に加えまして、一つご紹介という形も含めてさせていただいておりますのが、4ページの中段以降ということでございまして、近年の国内外での取り組みというようなことにつきまして、少し紹介をさせていただいております。最近、国内、海外ともに、非常に水辺というものを生かした取り組みというのが行われておりまして、それらのものにつきましての特徴というのを3点挙げております。1点目につきましては、店舗等、多くの利用者に利便を提供する施設が整備されているということ。それから2点目としまして、昼間の河川空間だけでなく、個性ある夜景の創出など利用時間の延長とか光を利用したような演出、整備がされていると。3点目といたしまして、そういう空間を使いまして音楽、芸術、地域の特性を生かしたような文化イベント等が開催されているというのが最近の他事例ということで、ここで紹介をさせていただいております。

5ページ、6ページ、それから具体的な施策につきましては、資料1-5のほうに、少しイメージ的なことも含めて表現させていただいておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいというふうに思います。

では、1-5のほうを1ページあけていただきまして、2ページになります。これが鴨川の、ここからが治水に関しての取り組む具体的な施策、課題、そういうふうなものになっております。2ページのほうであらわしておりますように、鴨川につきましては流下能力が少ないところ、低いところというのが4カ所ございます。中流域につきましては、堤防のない状態の河川でございまして、川から水があふれないということを前提にいたしますと、赤く塗っておりますところですが、それなりの流下能力を確保していると。下流の①、②とくくっている部分、この部分につきましては、洪水を安全に流す流下能力が、大体3年に1回の洪水、または5年に1回の洪水かということでございまして、この部分について治水能力の向上を図ることが課題となっております。

次の3ページのほうに、どういう形で進めていくかということについて書いておりまして、拡幅につきましては、低水路部分といいます高水敷から下の部分につきまして、横に川幅を広げていく。それから、少し下に広げるというような形で整備をしていきたいというふうに考えております。なお、下流域につきましては、自然に配慮した整備をするということを前提にしておりまして、その下のイメージ図にありますように、緩やかな勾配で

水際まで植生、あるいは親水性で人が近づけるといふようなことを前提の整備をしていこうというふうを考えております。

1枚めくっていただきまして4ページのほうですけれども、この区間の整備を進めていくに当たりましては、途中で農業用の取水をされております井堰があったりとか、あるいは河川区域内の耕作等をされていることがあります。これらとの調整、整理というのがまず前提になりますので、まずそういうところから始めていって、治水能力の向上につながります工事へと進展させていきたいというふうを考えております。

続きまして、5ページのほうをごらんいただきたいと思います。先ほど、課題のほうで少しご紹介させていただきましたけれども、多発する集中豪雨への対応ということで、近年、非常に集中豪雨が激しくなっております。5ページに示しておりますのは、平成16年8月に発生しました鴨川流域での集中豪雨でございまして、1時間の間に100mmという雨量が鹿ヶ谷の観測所のほうで観測されております。鴨川の水位も、1時間の間に約1m50cmほど上昇いたしまして、三条の高水敷が浸水したという事例でございまして。

それから、6ページのほうお願いいたします。6ページのほうにつきましては、過去の鴨川の災害の状況ということで、昭和10年の大水害の状況と、それから右のほうに近年の集中豪雨の多発傾向ということで、50mm以上の非常に激しい雨が降る頻度につきまして書かせていただいております。この過去三、四十年の間におきまして、約3割程度、発生回数がふえているということで、今後ともさらにこの頻度がふえていくということが予想されております。

続きまして、7ページのほうでございまして、京都府におきましても、昨年8月に宇治のほうで非常に局地的な集中豪雨が発生しております。そこにあらわしておりますのが、国のXバンドレーダーという雨量の状況を解析しますレーダーによります図面でございます。赤あるいは紫のところ非常に雨の強いエリアということになっております。これが非常に狭い幅でしたけれども強い雨を降らせたということで、右のほうに書いておりますけれども、宇治では総雨量307mmという雨量でございました。特に3時間雨量186mmというのを右下のほうに書いておりますけれども、この地域で最大でありました昭和28年の台風13号、昭和61年の豪雨の2倍近い雨量が3時間の間に降ったというような状況でございまして。

次、お願いします。8ページのほうにつきましては、その集中豪雨によって発生しました被害の状況でございまして。浸水被害が相当出たということ。それから、天井川の堤防が

決壊しまして、10戸を超える家の全壊、半壊が発生しておりますし、右下の写真にあらわしております志津川におきましては、家が流失いたしまして、居住されておった2名の方がお亡くなりになるという災害となっております。

また、近畿としましては、その前年になります一昨年、23年8月に台風12号が和歌山で相当大きな被害が出ました。その状況が9ページのほうの資料でございます。ここにきましても8月30日から9月6日までと、ちょっと期間の長い間でございますけれども、1800mmとか1600mmという、この地域、雨の多い地域でありますけれども、この地域でも記録的な大雨ということになりまして、非常に大きな被害が出たところでございます。

このように、集中豪雨につきまして、頻度が多くなるということが一つと、それから、その地域で初めての記録的な大雨と言われる、今まで経験したことのない雨が降るとというのが、最近の主な傾向となっております。そういうことに対応しまして、今回、5年間で取り組もうという形で考えておりますのが、10ページでございます。10ページにつきまして、速くてわかりやすい防災情報の提供ということでございまして、一つは今、雨量観測所のデータから解析をしております洪水の予測という洪水予報システムですけれども、これをより精度を細かくしまして、詳細なデータから予測しますXバンドレーダーのデータ、先ほどお見せしましたデータに基づきまして予測システムをつくっていくと。それを、できるだけきめ細やかな情報として河川情報板等で河川利用者あるいは周辺の方、あるいは関係者に流していくというような形をとっていきたいというふうに考えております。

また、11ページのほうに書いておりますけれども、現在の河川整備計画という計画につきましては、30年に1度の洪水に対応するというので、3時間あたり113mmと、流域全体に平均して30mm少しの雨が降った場合というのを川で流そうと、川で安全に流そうという計画になっております。ただし、こういう今まで経験したことのない洪水が起きるということをお前提としまして、少しもっと大きな雨に対してどう対応していくかということをお考えていきたいということで、そういう検討をおこの5年間の間に行いたいと考えておまして、河川の中で流していく洪水の流量、それから川に入り込んでくる前に流域でとどめる流量、あるいは先ほども説明いたしました情報の提供とか、あるいは避難の誘導とか、そういうものを合わせまして45mmぐらい、流域平均当たり3時間ですね、1時間45mmが降り続いても大丈夫だというような形まで計画づくりを進めたいというふうに考えております。

それから、次12ページのほうお願いいたします。治水のもう一つの項目でございます鴨川の適切な維持管理についてでございます。これは5年前の時点から中州・寄州を計画的

に管理していくということで進めてきております。現在、10年計画、10年で一通り河床整正を行うというの5年目というのが、今年度でございます。右の図のほうで着色した部分につきまして、21年から25年の実施をしていく、あるいは実施予定の箇所でございます。全体として54%の部分につきまして、この5年間で実施したという形になっております。今後5年間につきましても、引き続き10年サイクルの河床整正というのを計画的に実施していきたいというふうに考えております。なお、今年度をもちまして一応中間年まで終わるということでございますので、その実績を踏まえまして、河床整正のやり方でありますとか自然環境、周辺環境への影響につきまして点検・評価をした上で、5年間、後半部分を取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、13ページのほうでございますけれども、計画的な修繕あるいは定期点検の強化ということも、この5年間、強化内容として取り組んでいきたいということでございます。

それから、14ページのほうからが、～千年の都・京都の美しい鴨川をめざして～ということで、景観あるいは水辺環境の保全という項目に対しての取り組み内容でございます。15ページのほうにグラフを幾つか表示させていただいております。左側のグラフにつきましてですけれども、異常少雨の年間出現数の変化ということで、先ほど集中豪雨、雨の多さのほうを特徴ということで説明させていただきましたけれども、反対側に雨が少ないというのも経年変化としてあらわれているものでございます。非常に雨の長い期間が多いということ、そういうことがはっきりとしてきております。一番右のグラフにつきまして、鴨川におきます今の時点で把握できております平均の流量ということでございます。こちらにつきましても、全体的には右下において流量が減ってきておることがございまして、少雨の影響、流域の影響があるんじゃないかというふうに考えております。なお、グラフの中で、昭和55年から平成元年まで流量観測がないという状態がありますけれども、京阪電車の地下化工事に伴いまして、疎水の水を一時避難的に鴨川に流しておりました。その間ということで、通常の流量ではないということで、ここでは省かせていただいております。今後、こういうものを、流域あるいは関係機関と調整をしていくということのために一番必要になるのが、データの蓄積と分析ということで考えておりまして、この5年間につきましては流況の把握、水位、流量、水温、水質等、細かくデータをとっていくところを、まず始めたいというふうに考えております。

それから、次16ページのほうお願いいたします。16ページにつきましては、鴨川らしい

風景と望ましい景観ということでございます。鴨川の二条から五条間の納涼床につきましては、鴨川条例に基づきます納涼床の審査基準というものをつくりまして運用させていただいてきております。来年度から、新しい運用基準にのっとりまして床が整備されるという予定になっております。引き続きまして二条大橋、五条大橋間につきまして、一部、修景整備というのを図っていくとともに、望ましい景観につきまして検討を始めたいということを考えております。この内容につきましては、後で個別の議題として説明もさせていただく予定でございます。

それから、17ページでございますけれども、鴨川におきましての河川区域内での耕作あるいは不法占用、あるいはホームレスによります占拠というようなものがございました。大分整理が進んできた部分はございますけれども、まだ下流部あるいは一部の区間におきまして、現状でそういう行為が見られるところでございます。これらにつきましても、引き続き対策を講じていきたいというふうに考えております。

それから、18ページ以降が、～より一層多くの人々から親しまれる鴨川をめざして～ということで、鴨川の利活用につきましての提案内容でございます。

19ページにつきましては、ここしばらくの取り組みの中身ということもあわせて表示させていただきまして、ギャラリーの整備内容等の写真を載せております。

それから20ページのほうにつきましては、鴨川の持ちます自然環境、代表といたしまして魚類の調査をしております。その5年おきに実施しております魚類の調査結果について、載せさせていただいております。少しこの魚類調査のところにつきましては赤囲み、青囲みを出させていただいておりますけれども、近年少し、いわゆる外来生物と言われているものが鴨川のほうでも発見されるというような状況でございます。

それでは、少し個別の策について21ページ以降で説明をさせていただきます。

21ページからが、鴨川の持つ魅力“楽しみ、憩い、ふれあい”の空間創出ということで、新しくこういう取り組みについて進めていきたいという内容でございます。1点目は、黄昏時利用スポットの充実ということでございます。写真にございますように、黄昏どきでも川べりにはたくさんの利用者がおられるということもございます。それから、一つは右のほうに書いておりますように、夜間の河川の状態というのが、なかなか監視ができない。また、何かあったときの河川管理活動へ行くときの職員の危険性もあるということがございます。そういった中で、河川管理用の照明の整備にあわせまして、黄昏どきぐらいを利用できるような照明と利用環境の整備を図ることを検討していきたいというのが、一つ目

でございます。

それから、22ページのほうでございます。22ページのほうにつきましては、先進の事例等にもございますけれども、光の演出ということで、そういう照明等も含めまして少しライトアップ等、鴨川の魅力、夜の空間の魅力というのを出していきたいというふうなことを検討しております。先進の事例としまして、22、23ページでそれぞれ取り組まれている内容を紹介させていただいております。

それから、24ページのほうでございます。24ページのほうにつきましては、鴨川の自然というものに親しんでいただく空間をつくりあげていこうということで、最下流部の河川改修にあわせまして、河川の改修としても自然に配慮した護岸、あるいは川のつくり方をしますので、そこを利用していただく自然体験のスポットというのをつくってきたいというふうに考えております。

それから、25ページでございますけれども、鴨川ギャラリー等の整備ということで、現在2カ所、鴨川府民会議でもご議論いただきながら整備を進めている鴨川ギャラリーでございますけれども、これにつきましても、引き続き設置可能な箇所につきまして順次整備をしていきたいというふうに考えております。これにつきましても、後ほど個別にまた議題として説明をさせていただく予定でございます。

それから、26ページのほうでございます。植物園と協働したフラワースポットの整備という形で提案をさせていただいております。鴨川につきまして、下流の整備にあわせての桜の整備、桜並木の創出、それから三条、四条を中心といたしまして、左岸側は花の回廊ということで季節の花を生かした整備が中流部、下流部で行われております。上流部につきましては、そういう季節感、花というものにつきまして、いま少し不足しているのかなということで、近隣の植物園等と連携いたしまして、そういう花、季節感のある鴨川づくりというものにひとつ取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、27ページでございますけれども、今までのアクションプランあるいは過去の回廊整備ということで、幾つか回廊というのをつくっております。ただ、どうしても川という性質上、橋で渡るしか方法がないということがございまして、それを補足するために、今まで飛び石という形で川の中を渡れる整備を進めてきております。現在、二条大橋から上流につきまして6カ所、高野川を含めまして6カ所整備されておるわけですが、この整備につきまして、さらに下流におきましても整備が可能かどうか検討の上、事業を実施していきたいというふうに考えています。

それから、28ページでございますけれども、水辺環境の保全・再生ということで、自然に配慮した川づくり、縦断的な生態系の連続性を確保していきたいということで、鴨川にあります落差工につきまして魚道の設置をし、あるいは魚類に配慮した瀬・淵等の生息環境整備というものについて今後、調査し、検討して、できるものから順次やっていきたいというふうに考えております。

それから、29ページにつきましては、施設というよりは取り組みの中身でございますけれども、NPOとか大学とか地域との連携ということで、次世代への教育も含めましてさまざまな方々に協力していただきながら、鴨川整備を進めていきたいというようなことを考えております。

今、説明させていただきましたものが、このプランの資料1-4の8ページの内容でございます。

アクションプランにつきましての説明は以上でございますけれども、資料1-7という形のをちょっと見ていただきたいんですが、これが、一昨日開催をいたしましたフォローアップ委員会での意見を事務局において、速報という形で申しわけありませんけれども、とりまとめさせていただいているものでございます。主な意見でございますけれども、最初の1ページ目は、現在のアクションプランの進捗状況についてでございますし、新しいプランにつきましての意見につきましては、2ページの下の方から3ページにかけてということになっております。

二、三点、紹介させていただきますと、河川改修、治水に関する部分でございますけれども、非常に都市化した鴨川という状況の中では、雨水の流出抑制に下水道との連携も大事ということで、流域全体の中で流出抑制に取り組んでいく、関係機関と連携していくことが大事ということが意見でございましたし、あふれたときにどういうふうな対応ができるかということについても、考えていくべきことをいただいております。また、防災面といいますか治水につきましても次世代、子供たちへの対応というのが重要ということで、防災教育という形で教育機関との連携も図っていくべきであるというようなご意見もいただいております。

また、文化発信・空間創出についてでございますけれども、右側の上の方に書いておりますが、鴨川ならではの付加価値、あるいは京都ならではの知恵を出していく必要があるということで、先進事例を参考にしながらも、鴨川ならではの京都ならではの、京都市らしさというのを大切に計画を進めてほしいというような形で意見をいただいております。

また、その次の行のところですが、施設整備、そういうものにつきましては、周辺の景観、鴨川らしさというものを常に意識して内容を詰めていってくださいというご意見をいただいております。

また、上流域の対策といたしまして、昭和10年の災害時にも土砂や流木などでの影響が非常に大きかったということがございます。また、水環境という面におきましても、流域というものが非常に重要ということで、上流域の対策について、関係する他部局とも連携を図ってさらに取り組んでいただきたいというようなご意見をいただいております。

すいません。大変長くなって申しわけございませんけれども、資料についての説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。非常に多岐にわたっておりますが、資料1-2、1-3が現在進行中で、今年度末を目途として実施するという方向で進んでいるもので、まだ年度が終わっていないということもありますが、100%ではないけれども8割、9割は順調に進行しているという話のものでございます。それに加えて、資料1-4、5、6のあたりで説明をいただきましたのが、これから策定しようとする新しいもので、千年の都・鴨川清流プランという仮称はつけられているものですが、その説明をいただきました。それで、これにつきましては、資料1-8のようなお問い合わせ先とか、メール、ファクスでのご意見というものを寄せていただくということを初めから予定してございまして、それを10月31日までにお願ひしたいということですが、もちろん、後でゆっくりご検討いただいて、いろいろご質問、ご意見をお寄せいただきたいと思います。本日説明をいただきましたもので、今ここでちょっと質問が必要だとか、あるいは既にご意見があるとかというケースもあろうかと思っておりますので、それを承りたいと思います。いかがでしょうか。一般的には、これを見て、すぐ質問できるという種類のもの、あるいはすぐ意見を言えるという種類のものではなかなかないんですけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋

幾つかあるんですけど、この中に、例えば植物、鴨川の。

○金田座長

資料の何ページとかっていうことあればご指摘ください。

○高橋

資料の何ページということはないんですけれども、資料1-3の5ページの写真が3点ありますけど、右上の写真の整備されたコートの縁なんですけど、縁の植物なんですけれども、非常にきれいには整備されているんですけれども、ことしの夏の異常高温と少降雨によって植物が、せっかく整備された植物が枯れてしまっています。辛うじて生きているのか死んでいるのかわからないような状況のことが、この写真に写っていますし、よくここも鴨川を走りますので見るんですけれども、こういう箇所が数カ所見られます。植物だけではなくて、一度整備されたものをどう維持管理していくか。要は、ランニングをどうするのかということが、この治水計画とか環境とかいろんなことについて、余り記載されてないと。要は、こうします、こういうふうに考えます、しますということは、それぞれでいいと思うんですけれども、じゃ、これをどういうふうに維持していくのか、管理していくのかと。つくっただけで終わりじゃなくて、それをさらにメンテはというふうなことが、今、ざっとお話を聞いて中でいろいろ抜けているような気がします。

それから、これ、資料1-4の2ページ目の下のほうなんですけれども、いろいろ修復するというふうなことが、鴨川流域の課題ということで、治水の課題でいろいろ修復するというふうに書いてありますけれども、鴨川の、後に出てきていますけれども、上流域の問題をどうするのかということが、関係部署と連携するというだけしか書いてないんです。連携してどうするのであるとか、どこと連携してどういうふうに進めていくのかっていうのが見えない。特に鴨川の河川だけではなく、京都の地盤の中で、掘り起こすと土の層の中にヘドロがたくさんたまっているというのがあります。これは、鴨川だけではなく、今、住宅地になっているところもそういうところがあります。そういうヘドロがたまっているもとの原因は、上流の整備にあるのではないかと。上流の整備をきちんとすることによって、千年の何がしということにつながっていくのではないかとこの気がします。上流域について、もう少し深く突っ込んでお考えいただきたいと。確かに市民の目の、余り目に触れる場所ではないので、プライオリティーとしては低いかもしれませんが、けれど重要な問題であるということはこの府民会議で何度も出ておりますし、そういう認識がされています。その辺をもう少しきちっと掘り下げていただいて、取り組んでいただきたいなと思います。

それから、もう一つ。これ、資料の同じく1-4の2.3河川の利用上の課題というふうなことが書いてありますけれども、この課題のところ、これ全般にもかかわってくることなんですけれども、鴨川自体をどうしていきたいのかというイメージが余り見えない。

治水問題であるとか、ハードなことについてはしっかり考えられていると思うんですけども、鴨川をどうしていききたいか、例えば10年先、50年先、100年先にどうしていききたいかというのが余り見えない。というのと、例えば、ソウルの川の話であるとか京橋の話であるとかありますけれど、鴨川自体は、この会議でいろいろ皆さんのご意見を聞いていると、自然の美しい鴨川を守るというのが大きな流れではないかという気がします。余り構造物をつくらない。自然のままの姿を上手に生かす。それが自然環境を守ると。京都の歴史というものにつながっていくというふうな気がします。

いろんな川の開発というのはありますけれども、例えば福岡の川の開発とか、川の中に自然の公園をつくったりとか、いろんなことがあります。ただ、京都にそれがふさわしいのか。いろんな、例えば後で出てきますけれども、イルミネーションをつけるとか、いろんな夜間何とかするとかいうことが、ほんとに歴史ある京都の町にとっていいことなのか。表面上の、表現がちょっと悪いかもしれませんが、表面上のイベントで活性化することじゃなくて、歴史ある京都にふさわしい自然のままの鴨川を、治水は別として、維持するということが大きな方向性ではないかというふうな気がします。それが、いろんなところに出てきています。より多くの人たちに親しまれるということが、例えば舞台をつくるであるとか、イベントするであるとか、何かするであるとかいうことではないような気がするんです。そういう表面上のにぎわいというよりも、ほんとに、例えば子供もお年寄りもゆっくりと、いつでも過ごせるような自然が感じられるというのが鴨川ではないかと。そんな気がします。

それから、これは資料1-5なんですけれども、1-5の河川の改修の着実な推進ということですけども、同じように自然に配慮した整備のイメージというふうになっていきますけれども、その下のほうを見ると、これ、要は人工構造物、つくられた公園のような形になっているのではないかなあというふうな気がします。これは非常に難しい問題ですけども、治水とそれから景観と、求められるあるべき姿というものをどうまとめるのかというのは非常に難しい課題であるかとは思いますが、その辺のことが少し気になります。大ざっぱな話ですけど、具体的に細かく言っていけばまたいろいろ長くなりますので、大きなイメージだけで話をしますけれども。

それと、同じく資料1-5の10ページで、速くてわかりやすい防災情報の提供というのがありますけれども、この速くてわかりやすい防災情報の提供、じゃ、具体的にはどんなイメージで、どういうふうに伝わるのかと。例えば、地震情報が携帯電話に、携帯電話が

切ってあっても鳴るというふうなことに繋がっていくのか。あるいは、子供あるいはお年寄りには、どういうふうに伝えるのかと。そういうこともご検討いただきたいというふうに思います。

それから、17ページの河川区域内行為の整理ということがありますけれども、例えば一番右の、3枚目の右の写真ですけれども、丸太町橋の右岸に、これ左岸もそうだと思うんですけれども、橋の下に階段があって、そこに鉄パイプで進入禁止のように組んであるのが、長い間その状況が続いていると思うんですけれども、これが鴨川の公園についてほんとにふさわしいのか。よく見ても、どういう危険性があって、なぜ進入禁止になっているというのがよくわからない。そういう状況が続いていると。そういうことがほかにも、高野川にも鴨川にもあると思います。それと同時に、橋の下の浮浪者の問題をどうするのか。これ、行為の整理ということですが、どういうふうな問題が出てくるのかということも、ちょっと気になります。

それから、鴨川の持つ魅力のふれあいとか空間の創出ということがありますけれども、後で議題に出てくるところでお話をしようと思っておりますけれども、ヌートリアの問題であるとかカワウの問題であるとか、それからブラックバス、ブルーギルなんか随分ふえています。ある人が観察したことによると、アユの数も随分減っているし、優先的に駆除するとか問題にしなければならないのは、一番はカワウではないかと。これは、鴨川の漁協の方々がアユの放流、稚魚を放流されていますけれども、アユの稚魚を一番食べるのはカワウだと。一人の人が魚釣りをしまして、去年は760匹のアユを釣ったと。これは出町の付近ですけれども。ところが、カワウがふえて、ことしは130匹しかとれなかったと。そのかわりに、ブルーギルそれからブラックバスが随分釣れていると。それから、ミドリガメもふえているというふうなことを聞いています。そういうふれあいということで、例えば、ヌートリアの問題であるとか魚の問題であるとか鳥の問題であるとか、これも難しいんですけれども、ヌートリアが一概に、現状を見てみるとよくないというふうなことだけではないような気がします。これは後ほどまたお話をさせていただきますけれども。

それから、22ページ、23ページに書いてある、鴨川の持つ魅力“楽しみ、憩い、ふれあい”の演出。これ、先ほど申しましたように、鴨川については本当に皆さんが求められている、歴史深い京都で求められる鴨川の姿なのかというふうな気がします。あんまりライトアップであるとか、いろんなことを鴨川でやらないほうがいいのではないかと。それと開発、これ、26ページで植物園と協働したフラワースポットの整備とありますけれども、

これも余りやり過ぎると、つくられた公園というふうなことに見えるような気がします。どこにでもあるつくられた公園と同じになってしまう。鴨川ができるだけ自然であり、豊かな自然が見えるというふうに整備をするということをお考えいただいたらどうかというふうなことを、今ざっとお話を聞いた中で、基本的な方向性として少しお話をさせていただきました。よろしくご検討いただければと思います。

○金田座長

ありがとうございます。大変重要なご指摘をたくさんいただいております。個々のものはきちっと整理していただきたいと思いますが、全般にかかわるご指摘も大変重要でして、何をするという示されているけれども、維持管理をどうするのかということがきちっと計画に盛り込まれていないというところが、一つ問題だと。それから、上流域の問題、これはほかでももう既に指摘されているわけですが、それが非常に重要なんだけどこの表現の中にはちゃんとした具体的な形で示されてはいないということ、もうちょっときちっと考える必要があるというご指摘。それから、さらに根本的なのは、鴨川をどういう方向で、どういうイメージのものとして整備しようとするのかということが、はっきりわからないと。特に、いろんなところのいろんなライトアップであるとか何であるとか、いろんなものを持ち込んでいて、鴨川がぐちゃぐちゃにかえてなるのではないかと。そういう懸念ですね。鴨川のよさ、あるいは京都らしいよさというのはどこにあるのかということ、きちっと考えるべきだという、そういったご指摘だろうと思います。そのほかの、個々の件に関しましては記録していただければいいと思いますが。ほかにはいかがでしょうか。

はい。じゃ、順番にどうぞ。

○竹門

竹門ですけれども、今、先ほどの高橋委員の基本的な考え方については、大いに賛成でございます。そもそもこの同じ流域の淀川水系流域委員会で、流域全体の河川整備の方針の中に、川は川がつくるということをお前提にしましょうというのがありますし、それから利用についても、川らしい利用というのを目指しましょうという、そういう大方針がございますので、鴨川でもぜひそれを踏襲して、高橋さんがおっしゃるような方針を合意形成していくことが大事だというふうに思いました。

私からの具体的な意見は3つだけ申し上げたいと思います。1つは、この資料1-5でまいりますと12ページですね。中州・寄州の管理に関しまして、各資料にそれぞれ出てま

いるんですけれども、こちらの文書のほうの資料1－4であれば、3ページが該当します。

1－3のほうでは土砂の、最初の上の段落ですね。土砂の堆積によって形成された中州や寄州は、鳥や魚など多くの生物にとって貴重な生息環境となっているが、一方で景観上、好ましくないとの声もあるということで、むしろ、治水上の要請と、それからこの好ましくないという意見に従って全て除去する方向で現在管理されていて、つくるほうは人為的な形状のものを改めてつくるっていうような、そういう方針になっているんですけれども、少なくとも日本の国で掲げた生物多様性国家戦略の中では、生息場の多様性を保全することっていうのが大きな目標になっていますし、水域のエコトーン的重要性っていうのも示されております。

その観点からすれば水辺と陸域の移行帯っていうのは、鴨川の場合には兩岸が切り立った形状で、本来の移行帯がない形の川になってしまっているわけですね。したがって、中州っていうのが残された唯一のエコトーンに相当する場所ですので、これを完全に除去するっていう方針っていうのは必ずしも好ましくないですし、それを、景観上好ましくないっていう意見があるからっていうふうにするのは、優先順位が間違っているんじゃないかと。必ずいろんな意見が出てくるのは当然ですけれども、現在の日本の法体系の中では、生息場の多様性をむしろ創出していくっていう方向で、川の管理をしたほうがよろしいだろうっていうのが結論でありまして、具体的には、国の各種河川でも行われていますが、掘削の必要があるときには現状地形の平行掘削をなさいという方向で、たくさんの事例が積み重ねられてきています。ところが、現状では真っ平らになってしまうケースがほとんどですので、できるだけ深いところは深く、より深く掘り、均一になっているところは浅場とするという、そういう工夫というのをぜひしていただきたいというのが第1点目ですね。

それから、2点目につきましては、この資料1－5でまいりますと15ページ。良好な水辺環境の保全という中で、現在の課題、問題点としまして、年平均流量の経年的な現象パターンというのが問題になっておると。これについては、魚類の生息場の観点から申し上げますと、非常に深刻な状況です。ことしは特に3月、4月、5月と雨が降りませんでしたので、鴨川の流況が非常に低流量になりまして、実際、コイが何カ所かで死滅しております。したがって、できるだけ河川の流量が減らないような工夫をするということが大事なんですけれども、これについては京都市それから府の施策としては、むしろ減る方向に向かっているわけですね。なぜかという、下水の整備が一元的に基幹下水道のほうに全

部組み込まれる形でいっていますので、分散型の下水で各地域で使用された水が川に戻ってという図式が、どんどんなくなっていっています。これが進んでいけばいくほど、河川を流れる川の水は減るわけでありまして、現状で昭和40年から平成22年までの間に、一体どれだけの下水処理水が川から鳥羽に向かうようになったのか。これについて一度ぜひ調べていただいて、どれだけ下水処理水が川から水を奪っているかを評価する必要があるんじゃないかということが、15ページの課題だと思います。

それについては長い目で、30年スパンの計画の中では一度、全て基幹下水道に集約するという方向に行ったんだけど、サステナビリティってこと考えたら、各地域にもう一度、分散型の仕組みをつくっていくという方向に、いつか方向転換するときが出てくるんじゃないかと。そのためには、こういった現状の評価をしっかりとすることが大事ですので、長い目で見て、今の問題点を洗い出しましょうということが提案です。

それから、3つ目は同じく資料1-5の22ページ。先ほど高橋さんからもご指摘がございましたが、果たして鴨川にこのライトアップっていうのがふさわしいのかっていう問題で、これは感覚的な問題だけじゃなくて、生きている生き物の立場に立ってみれば、非常に迷惑な話でございまして、ヨーロッパでは光を自然の中に照射することを光公害、ライトポリューションと位置づけられまして、規制の対象になっております。それに対して、この韓国の事例でいきますと、この川というのは完全に人工的な河川でありまして、流れている川は漢江からポンプアップして、水が流れてないところにつくり上げた人工河川です。ですから、鴨川という自然な川とこの人工的な河川というのを一列に並べて、こんなのがいいんじゃないかっていうのは、出発点からしてそもそも間違っているということをご指摘したいと思います。ぜひ、すんでいる生き物の立場で、光が当てられたらどうなるのかということを考えていただきたい。少なくとも多くの方が楽しめるホテルにしましては、実際にすんでいる場所というのは、必ず光のないところを選んですんでいます。光のあるところでは、みずからの信号は何の役にも立ちませんから、皆さん暗いところに行って暮らしております。ですから、真っ暗にせよとは言いません。しかし、ライトアップをするというような形で売りにするというのは、方向性としては違うのではないかっていうのが3つ目です。ほかにもたくさんあるんですけども、大きなものとしてそれだけ。

○金田座長

ありがとうございます。これは大変根本的な問題で、ちゃんと議論しないといけないんですが、先ほど申しましたように、たくさんある議題のうちの第1番目でございますし、

後で意見をいただくということもぜひお願いしたいと思います。ちょっと先に手を挙げていらっしやった松井委員は、何か短くでありましたら、どうぞ。

○松井（恒）

私も治水の問題なんですけれども、中州を除去して行って治水、護岸も整備していくということはいいんですけれども、今の異常気象でいうとどんだけ降るかわからないので、もっと鴨川に入ってくる支流の分ですね、支流がたくさんありますんで、支流からどれだけ流れ込むのか。そして、過去にあふれていますから、あふれたときにどこへ逃げればいいのか。逃げ場所ですね、避難場所と避難誘導。それをまた誰がするのかとかいうものをはっきり決めとかなないと、今、日本中っていうか世界中で異常なことが起こっていますので、そこら辺をきっちりルールづけしといて、もしか何かあった場合にはすぐに、事故起こる前に手が打てるような形ですね。そういうのも早い目に検討していただければと思います。

○金田座長

ありがとうございます。避難法についても考えるべきだということ。いろんな、具体的には多々あると思いますが。

それで、恐らくまだいっぱい意見あるはずですので、座長の横暴だとおっしゃられそうなんですけれども、ちょっと区切らせていただきまして、この件は、もし後でまた時間があればそこに戻るということと、それからご意見があれば、先ほどの資料1－8に既に書かれておりますように、ぜひとも意見をお寄せいただきたいということでございますので、とりあえずここで中断をさせていただきたいというふうに思います。

## （2）鴨川の整備について

○金田座長

それで、議事の2番目に入らせていただきます。「鴨川の整備について」という議題ですが、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

京都土木事務所の齋藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。

それでは、資料2から説明をさせていただきます。前回の府民会議では、工事を予定している箇所、そのゾーンについて説明をさせていただきましたが、今回は工事の箇所ですとか延長ですとか、少し具体的な内容について説明をさせていただきたいと思っております。

す。資料2、この図面なんです、青く塗ったところが鴨川と高野川になっております。黒く着色した部分が施工済みの箇所。そして、赤く着色した部分が本年度施工を予定している箇所ということになっております。また、それぞれの予定箇所につきましては、写真を掲載しております。この写真を、左上から反時計回りに順次説明をさせていただきたいと思っております。

一番左上の写真、こちらが中州の管理ということになっております。区間につきましては御菌橋から上賀茂橋、この間の250m程度を予定しております。その下も中州の管理ということで、賀茂大橋から荒神橋の間約300mを予定してるということです。その下につきましては園路の整備で、四条大橋から下流側約300mを予定しております。そして、左側一番下、こちらのほうが堀川合流部の拠点整備。こちらのほうにつきましては護岸整備、それから園路整備約500mを予定しております。

そして、右下のところなんです、こちらのほう、低水護岸の整備を、ちょうど名神高速道路と交差しているあたり、こちらで100m予定しております。そしてその上、こちらにつきましては勸進橋から南側に向かってざっと500m、700mぐらいですか、護岸の整備とそれから園路の整備を予定しているということです。その上につきましては、ちょうどJRと交差している付近なんです、ジョギングロードの整備を約800m予定しているということです。そして、一番右上の写真、こちら北側のジョギングロードの区間なんです、こちらのほうで距離標の設置を予定しております。

次のページをごらんいただけますでしょうか。こちらのほうが四条大橋から南側の部分、こちらのほうの整備の方針ということで記載しております。整備の内容につきましては、四条大橋の上流で現在まで整備しておりましたイメージを踏襲しておきまして、土系の舗装で園路を300mほど南進していきたいというふうに考えております。そこにありますように、施工に当たりましては工事内容の周知ですとか安全の確保、それから施工方法や工事期間を工夫することで、なるべく利用者の方々に負担をかけないように配慮しながら取り組みたいと思っております。また、一番下のところ、護岸修繕についてというところをごらんいただきたいんですが、前回の府民会議が終わってからすぐなんです、ちょうど鴨川の右岸、松原橋付近、この付近で護岸の基礎が流失しておきまして、一部護岸が損傷している箇所が発見されました。そこで今回、四条大橋から下流側、園路の整備も行うんですが、出合い丁場にはなるんですが、こちらの復旧工事にも取り組んでいきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○金田座長

ただいま、説明いただきました平成25年の整備予定内容につきまして、ご質問とかご意見とかございませんでしょうか。

はい。

○竹門

竹門ですけれども、先ほどの中州のお話ともかぶるんですが、現状のやり方だと砂州がなくなる、植生がなくなるってことは目標の一つなのかもしれませんが、裸地の砂州というのが非常に重要な鴨川らしさをつくる要素になると思います。特に、これは中村委員のほうにお聞きしたいんですけれども、鴨川のチドリの生息状況を考えた場合に、裸地砂州ってというのが非常に大事な役割を果たすのではないかと思うんですけれども、その意味では河積を減らすための河床掘削というのは必要性に応じてされれば良いと思うんですけれども、砂州を撤去することが目的ではないと。もう一度考え直していただきたい。河積上、問題のないところには砂州があることを許容していただきたいし、それが植生化してしまうことに対する対策っていうのは別途考えなくてははいけませんで、それに対しては、目標像としてチドリがすめるような裸地砂州の部分の維持するということをぜひお願いしたい。中村さんに、その際にどういう環境がいいのかっていうことを、ぜひ教えていただければと思います。

○金田座長

いかがでしょうか。

○中村

ちょうどこの赤いマークがあるところが気になっていたんですが、特に河合橋から荒神橋のところ、ここのところは今、竹門先生がおっしゃったようにイカルチドリが例年繁殖している場所なんですけど、今年に関しては繁殖が見られなかったんですね。イカルチドリは（京都府準絶危惧種）、鴨川約20キロ余りの流域の中で、この辺りでしか繁殖がみられないということは、砂州の条件など繁殖場所として一番適した場所なのだと思います。年明けて2月から5月ごろまでは、この辺りの砂州はさわらないでいただきたいというふうに思っております。

○金田座長

2月から5月という季節も大事なんですね。

○中村

その時期しか繁殖しませんから。

○金田座長

それとあわせて今のご質問にお答えいただきますけれども、今まで砂州を除去するというのは、つまり除去するということの位置づけは、試行的にやってそれでデータをとるとというのが、この鴨川府民会議での基本的な方針として皆さんに共通に理解していたと思うんです。そういう点からいうと、この治水対策、中州管理というの、ここはどのような位置づけでおやりになるのか。つまり、単に除去するというんじゃなくて、いろんな形を試しながらデータをとりながらというのが、基本的な方針だったと思うんですが、そういう中でどのような位置づけになるのかっていうことも、あわせて説明をお願いしたいと思います。

お願いいたします。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

失礼いたします。

今、座長おっしゃいましたように、10年サイクルで毎年試験的といいますか、取り組んでいるというような状況だと思っております。基本的には、従前からの中州処理ということで、部分的に自然を残しながらやっていくということにはしております。今回につきましても、具体的には中州の部分の施工、大体年が明けてからという時期に予定していたんですが、先ほどちょっと一つ教えていただきたい点があったんですが、2月までに施工するというのであれば問題がないのかなと。そのあたりをちょっと教えていただければありがたいなと思ったんですが。

○金田座長

いかがでしょうか。

○中村

イカルチドリが繁殖をしようとした時、最低2月から5月頃まではさわらないでいただきたいと思うのですが、それまでにも、あらゆる条件を満たす環境が必要なわけですから、言わせていただければ、冬頃からこのあたり一帯をそのままにしていきたいと思います。でも、治水面でことを考えると、そうも言ってられないのかも知れませんが。京都府として、昔から鴨川を代表する鳥である「イカルチドリ」の、保護を目的とした取り組みを（イカルチドリ繁殖ゾーンというふうに）ご検討いただければ大変ありがたく思

います。

それと、10年サイクルで実施されている中州整備については、ここ数年来、大きな中州を小さく削ったり、小さくしてみたり、中州の形までもいろいろと試行錯誤いただいているようです。生き物にとって一番大切な場所は水陸移行帯と言われるゾーンですよね、冬の間、生き物が静かに休んでいる状態をひっかき回されているようで見てられません。

「川は川が作る」と人は言います

○金田座長

いかがでしょうか。何かご意見。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

貴重なご意見、どうもありがとうございます。また、私どもやはり、先ほどからご意見にありますように治水上の問題もごございますので、ちょっと具体的な内容についてご相談させていただきながら進めさせていただければありがたいと思います。

○金田座長

特にただいまのご意見のように、季節という話、時期という点の視点は、今まで余り表に強く出てきていませんでしたので、それにご注意いただきたいと思うんですが、それと今回の対象で少し気になるのは、この全面の、つまり河川の全幅を対象としておられる、今まではもうちょっときめ細かくやっておられたのが、今のお話にもあるように、ちょっと小さくしたのは問題はあるにしても、それなりに一遍やってみるという意味はあったと思うんですけれども、今回の場合は、今お聞きする限りは、そこの箇所について全面除去という形になっているので、今までより少し手荒な処置と言ってしまうかもしれませんが、そういった方向になっているんじゃないかなという気はいたします。いかがなものでしょうか。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

どうも、座長、申しわけございません。ちょっと図面を作成する段階で赤くべたっと塗ったので、ちょっと誤解を招いてしまったのかと思いますが、一応、こちらのほうを工事の範囲とするということで着色をしているだけでして、従前どおりの方針で、一部中州を残しながら施工していくというふうに考えております。どうも、ちょっと資料の勝手際で申しわけございませんでした。

○金田座長

はい、どうぞ。

○松井（恒）

話は変わるんですけども、この報告で、この前、京都新聞にも載っていましたが、三条から四条の間の芝生が、せっかく植えたの、植生したのがだめになったというのが大きく報じられていましたけれども、それに対しての対応というか、これからのことですね。次やる、四条から五条間やるより前に、前の反省をされて取り組まれたほうがいいのではないかと。そういう報告があつてしかるべきかなとは思いますが。

○金田座長

いかがでしょうか。

どうぞ。

○土橋（京都府京都土木事務所室長）

京都土木事務所、土橋といいます。

今、ご指摘いただきました芝の管理といいますか、新聞に掲載されました件につきまして、うちのほうも早速、今、発芽していない枯れていると思われるところと、これから復活もできそうなところを今、見きわめまして、回復できそうなところにつきましては、従来より以上に灌水なり養生といいますか、そういう手だてをしながら。そして、ちょっと枯れたかなと思っているところについては、原因のこれから究明に取りかかって、四条よりも下流のこれから施工するところにおきまして、いろんな芝の材料とか下の土壌とか施工の時期とか、そういったものを今後、検討していきながら進めていきたいなと思っております。

○金田座長

芝の、これも維持管理の、広い意味では維持管理の問題になるんだろうと思いますが、特に異常気象と、それから十分な養生期間を確保するというより、早く利用に供したいというところとの兼ね合いをどのように考えるかは、非常に難しい点だとは思いますが、それでもやっぱり、これはちゃんと成功したほうがいいわけですので、そのあたりはぜひとも注意しながらやっていただきたいと思います。

はい。

○中村

私も芝生の件で京都新聞を見せていただきました。実は鴨川一帯のヌートリアの調査をしています。上賀茂から五条間を週に2回巡視しています。芝生、しっかりと見せてもらいましたが、修復の準備をされているようですね。枯れた原因っていうのが、多くの方々

が座るのが原因の1つだとか。もしもそれが原因でしたら、芝生をやめればいかがでしょう。三条、四条間の河川敷の利用者がへる様なことも考えられませんので。

下流のほうに関してなんですが、道は赤いジョギングロード。そして草むらは芝生に。草っ原を生かすっていう方法はだめなんではないでしょうか。今までにもこの委員会で発言させていただきましたが、草むらにはタンポポが咲き、レンゲが咲き、シロツメグサが咲きます。そこにはモンシロチョウが飛んでいる、そういう河原が私は大好きです。

「自然環境に配慮した鴨川」を謳うのであれば、そういった自然の生かし方もあるんじゃないかなと思います。下流域は「自然型ゾーン」で。

○金田座長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○川崎副座長

今の芝生の視点でございますけれども、恐らく非常に人がふえたということもありますし、それから芝生の面と歩く部分ですね。ずっと歩いていくような土の部分のところと境界がないので、普通、歩く人も芝生のほうが気持ちいいので、芝生のところを歩いている人も結構たくさんいると思うんですね。ですから、そういう意味でまず緊急というか、処置的には道路とそれから芝生の間を少しちょっと、境を設けるのはあれなのかもしれませんが、ちょっとこう、よく植物園なんかでやっているように、ひもでキープオフ・ザ・グラスっていう形で、少し歩く人が芝生を歩かないようにするのも一つのポイントなのかなというふうに思いますですね。

それから、その芝生を整備したのは、以前のこの府民会議にも出ておりましたけれども、我々もそう思っているんですが、やっぱりああいうところに大きく座れて、広島の太田川なんかもそうかもしれませんけれども、東山の眺望をできるだけ見るといって、町のほうから東山を見たり河川を見たりするという、昔ながらの一つの眺望都市としての京都の文化だと思いますので、そういう意味では非常におもしろい試みだと思いますので、いろんな調整をこれから試みていただければというふうに思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

私は始めるときに、3時ごろが休憩かなと思っていたんですが、まだ2つしかいって

ませんので、ここで休憩というわけにはいかないんですが。整備の内容につきましてご説明いただきましたが、特にご注意くださいようなこと、ご指摘、ご意見、注意していただくべきことなどについて、どうしてもというのがありましたら。

はい、どうぞ。

○竹門

裏側の護岸修繕についてなんですけれども、この必要性は大いにわかります。ただ、今、応急処置で置いてあるトンパックっていうのが布の繊維でできてまして、釣り人が釣りをすると、糸がすぐにそれにひっかかってしまって外れないですね。もう糸切らなくちゃいけないっていう、そういう状態になっていますので、工事する際の材料を、川の中にそういう布製のものをたくさん入れるというのが、もう少し工夫の余地ありかなというところで、ぜひご検討いただきたいというのが、組合員の間から出てまいりました。

○金田座長

ありがとうございます。それは、工事のときには対応していただけるんでしょうね。これは臨時のものですから、こういう形で布のものが入っているということですね。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

今回の工事につきましては、基本的に川の中に土を盛りまして、水を切りかえながら工事を進めようと思っております。今、ご指摘の点につきましては、多分、土のうというものの布など流失した場合などということだと思いますので、基本的にはそういうものが流失しないように十分な管理をしながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○金田座長

はい。

○竹門

現在、写真の剥離された護岸の部分に、おもしろのために大きさが3m掛ける3mぐらいの大きな網でできた袋を、ずっと並べて川の中に入れてあるんですね。その距離が大した距離でありまして、それぞれに釣りをすると、どこでやっても、みんなひっかかっちゃうわけですね。ですから、それは撤去していただけるんですかね。工事のときには。あれは応急的なものってことで、解釈でよろしいんでしょうか。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

今回、工事する箇所、松原橋の付近にはたしかなかったかとは思いますが。

○竹門

下流にはないです。上流側にあるんです。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

はい。上流側の分ですかね。

○竹門

はい、そうです。あれは応急のものじゃないんですか。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

はい。応急のものですね。いずれ本復旧に合わせて、また撤去。

○竹門

それは、来年度以降ということになりますか。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

申しわけございませんが、ちょっと箇所なり内容をまた教えていただけますでしょうか。

○竹門

はい。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

ちょっと先ほど申しましたように、今回の工事箇所、松原橋の付近ではちょっと見当た  
らなかったと思うんですが。

○竹門

もちろん。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

もう少し上流側のほうでしょうか。

○竹門

そう、上流側ですね。

○齋藤（京都府京都土木事務所副室長）

ちょっといろんな種類の製品もございますし、目的もございますので、ちょっとまた教  
えていただきまして、調査の上で対応させていただきたいと思います。

○金田座長

今年度整備にかかわることで、ご意見ございませんでしょうか。

### （3）鴨川ギャラリー整備について

○鴨川ギャラリーに係るアンケート調査結果について

○鴨川ギャラリー整備計画について

○金田座長

そうしましたら、今の竹門先生のご意見は後でまた調整をお願いしたいと思いますが、もう一つ、議事の3番目を急いで進めさせていただきたいと思います。「鴨川ギャラリー整備について」でございます。説明お願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

河川課の高野と申します。

それでは、鴨川ギャラリーの整備につきまして、資料3に基づいて説明させていただきます。

まず資料3-1ですが、まず、前回の府民会議で鴨川ギャラリーにつきましては、アンケート調査を実施しまして、それをもとに今後の整備の進め方について今回の府民会議でご報告するという事になっていたと思います。まず、アンケート調査結果につきましてですが、目的としましては、昨年度、整備しました2カ所につきまして府民それから観光客の方々に意見を聞きまして、今後の整備計画に生かそうとするものです。それから2番の調査方法ですが、まず現地2カ所で6月16日、日曜日ですが、調査を実施しました。それから2番目としまして、8月3日、4日にございました鴨川納涼におきまして調査をしております。それから(3)のその他としまして、近隣の大学、これは具体的には平安女学院大学の国際観光学部の学生さんをお願いしまして、アンケートを実施しております。回答数でございますが、それぞれ65人、61人、20人、合計146人という結果でございます。

それから、調査結果の概要でございますが、主な質問項目としまして、ここにグラフでQ1から6まで挙げてございます。まず、ギャラリーの全体的な印象につきましては、「よい」というのが54%。それから右へ行きますと、ギャラリーのテーマにつきましても、「よい」というのが57%。それから、3番目の展示の工夫や改善があるかといった質問につきまして、「ない」というのが69%。それから照明につきましては、「必要」というのが67%。ベンチにつきましても、「必要」というのが68%。最後に、今後の整備箇所数はどれぐらいがいいのかという質問に対しましては、「ある程度」あったほうがいいというものが57%という結果になっております。

次のページ見ていただきたいんですけども、次のページは、「鴨川ギャラリー」アンケート御意見のまとめということで、どんな意見があったかということをごっとまとめております。まず主なご意見、全般についてということですけども、「家族で見ても楽し

いテーマがあれば良い」とか、それから、絵画、橋ごとにテーマを持たせたらいいんじゃないかと。それから、「鴨川を中心にしたストーリーがあれば面白い」。それから、「地域に合ったテーマ」。その下へ行きますと、風俗文化等では「祇園祭」とか「祭り」、「庶民の生活」、「戦後のなつかしい風景」等々、ずっと。それから、歴史のテーマについてはどんなものがあるかとか、さらに鴨川の環境についてどんなものがあるかとか、それから設置場所の要望等について、このようなご意見があったところです。

それから、下のほうへ行きますと、展示内容の工夫や改善についての有無ということで、「ない」というのが全体の約7割弱だったんですけども、主なご意見としましては、ギャラリーの展示方法につきましては、少し見つけにくいといったご意見。それから、内容につきましては、「文字ではなく、写真や絵を多くした方が良い」とか、絵を大きくしてほしい。それから、「歴史以外にもアートや写真展もあった方が良い」、「ふりがなをふっておいの方が良い」とか、そういったご意見が寄せられております。

それから、裏面に行きますと、照明につきましては、「必要」が全体の約7割弱ということですが、主なご意見としては、昼間の照明は要らないんじゃないかとか、太陽電池を使用したほうがいいんじゃないかとかいったご意見。それから、ベンチにつきましては「必要」が全体の7割弱ですけども、ご意見としましては、もっと座りやすい椅子の形にしてはどうかといったようなご意見がございました。その他のご意見としましては、下に書いてありますような意見があったというところでございます。

こうしたアンケート結果、それからご意見につきましては、今後の整備に当たって、できるだけ参考にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料3-2のほうのギャラリー整備計画についてという資料をごらんいただきたいと思います。まず、基本方針ですけども、これは鴨川の橋梁下を活用しまして、橋の周辺にまつわる歴史・文化を紹介することによりまして、鴨川の観光スポット化を進め、府民の憩いの場としてのポテンシャルを高めることを目的ということとしております。

それから、全体整備計画ですけども、整備箇所につきましては出雲路橋から五条大橋までの間で、既に設置した2カ所を含めて10カ所程度を整備したいなというふうに考えております。これは、区間の設定につきましては、できるだけ多くの方に見ていただくため、観光客の多い区間を中心に考えてございます。それから、今後の整備予定個所でございますが、ここに掲げています8カ所を整備してはどうかということで考えております。

さらに、年次計画でございますが、今年度から平成28年度までの4年間で、1年で2カ

所程度整備してはどうかということを考えています。それで、整備した後、供用後のPRをしっかりしていくということと、年次計画、この4年間の期間中にモニタリングを行いまして、今後の展示内容の更新等も検討材料としていきたいというふうに考えています。

それから、整備内容ですが、パネル等の展示物、ベンチ、これは設置可能な場所ですけれども、それから照明といったことで考えております。

3の平成25年度実施計画でございますが、実施箇所としましては、四条大橋の右岸と丸太町橋左岸でどうかと考えております。展示内容につきましては、四条大橋につきましては祇園祭等。それから丸太町橋につきましては、時代祭等でどうかというふうに考えてございます。さらに、スケジュールですが、今回の府民会議でご報告、それから意見をいただきました後、この後、デザインのもうちょっと詳細な設計をしたいと考えておりました、それが終わってから11月から3月にかけて展示物の制作をした後、設置を進めていきたいというふうに考えております。それから、昨年度、民間の会社からご寄附をいただきながら整備を行ったところなんですけれども、今後につきましても、できるだけそういったご寄附をいただきながら整備していきたいというふうに考えてございます。

次のページを見ていただきますと、ギャラリーの整備箇所（案）ということですが。右下のほうに、ちょっと凡例をつけていますけれども、丸で済みのところが、昨年度設置した2カ所でございます。H25につきましては、今年度設置予定箇所と。それから、青い丸につきましては、26年度以降設置してはどうかと考えている箇所でございます。基本的な考え方につきましては、観光客の多い場所で、ある程度集中的に整備していくと。それから、左右岸のバランスもとりながら整備していく。それから、実際の整備の順序につきましては、京都市さんの協働の補強の予定と調整しながら、進めていきたいというふうに考えております。

その、また、裏面見ていただきますと、ギャラリーの整備予定箇所の写真、ちょっと小さいですが、そういう状況になっているということです。

それから、次のページに行きまして、この裏表は、今年度予定している箇所のギャラリーのイメージ図ということで、先ほど申しましたように、四条大橋右岸につきましては、祇園祭をテーマにした展示を行ってはどうかということ。

それから、裏面につきましては、丸太町左岸ですけれども、ここは、平安神宮にも近いということで、時代祭をテーマに展示してはどうかというふうに考えてございます。

それから、最後のページですけれども、それぞれの現状の写真に、こういった形で展示

してはどうかということを入れておりますけれども、実際は、今後の詳細設計の中で、どういった形で配置していくのかとかその辺は、また詳細設計の中で詰めて行きたいと考えているところでございます。

説明は、以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。アンケート調査結果も含めまして、ご紹介いただきましたが。

はい、どうぞお願いします。

○土居

実施計画の展示内容でございますが、丸太町橋は、できれば頼山陽が山紫水明という言葉を使ったところがございますし、京都が山紫水明の都と言われている今は形容詞として使われておりますが、もともと頼山陽は、自国を表した言葉でございました。そういったことも含めて、その地域にちなんだ展示をしていただければ、また、この丸太町橋の魅力がもっともって発信されるのではないかというふうに思いますし、字を書くということも、もう少しご検討いただければなというふうに思います。絵だけではなくて、はい、よろしくお願いいたします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○西野

はい。同じような指摘になろうかと思っておりますけれども、今ご指摘がございました丸太町橋のところの絵図に関してなんですが、例えば、そのテーマに沿って何かをされるというのであれば、例えば、今回のこの案を見せていただいておりますと、明治のその絵図と安永時代のこの絵図が並んでいるんですが、あくまでも時代祭というのは、明治になってつくられた祭りというふうになってくると、ちょっとこうイメージとそぐわないのかなというふうに感じております。

それと併せて、1つ戻りまして、四条大橋の右岸のところに掲示されるというようなギャラリーのイメージなんですけれども、例えば、京都らしい文化を発信されるというような形で考えるならば、浮世絵というのは、どうしてもその江戸時代という文化で考えると、メジャーなところで絵も彩色で非常に魅力的なんですけど、あくまでも、これは江戸の地域での文化だというふうに考えると、やはりちょっとこう右側の祭礼図と並べるのは、私は、

ちょっと違和感を感じるなというふうに感じましたので、例えば、こういう展示内容に関しては、府立資料館であるとかそういう関連機関などに、ご相談なさるのもよいのではないのかなというふうに感じました。

はい、以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。展示内容について、非常に有益なご指摘をいただいておりますので、これは、ぜひご検討いただきたいと思いますが、どうぞ。

○田中

私のほうへ訪れる人たちの声を総合しますと、鴨川のその源流地域がどこか知らないという人が随分多いんです。こんなところが、源流地域あったんだかとかいう声が圧倒的に多い。特に、京都府市民のほうでそういう認識が多くて、どこから流れてきているのかわからないという人がいる。志明院のほうへ来られて初めて、へえ、こんなところが鴨川の源流地域だったんだとか、雲ヶ畑の里がそういう地域だったということを初めて気がつく人が多い。これは、ちょっとどうしても、何とかして知っていただくようにしないと、鴨川の全体を捉えた場合、やはり源流地域を認識しておくということは、非常に僕は大事なことやと思っております。むしろ、東京だとか遠方から来られる人のほうがよく知っておられる場合がありますので、せめて鴨川一級河川の起点から、簡単な地図でいいので、上流からの流域地図をやはりこういう部署に設置していただいたら、鴨川はこんなところから流れてきているんやということを、初めて知る人も実に多いと思います。だから、そういう認識を広めるということも大事だと思っております。

最近、近年、特に雑誌だとか新聞社だとかテレビだとか、いろいろなことで携わってもらっていますけれども、まだまだ知られない方が多いので、この場所に限らず、どこかのわかりやすい認識しやすいところで、起点から合流地点までの簡単な流域地図を設置していただければ、もっと認識が広がるんじゃないかと、よろしく申し上げます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにご意見は、はい、どうぞ。

○高橋

鴨川ギャラリーなんですけれども、もともと鴨川ギャラリーのスタートを思い起こしますと、私が鴨川をランニングしているときに、橋の下を通った瞬間に、非常に環境が悪いと。橋の下の環境改善を何とかお願いできないかということから、スタートしたと思うん

です。

ところが、今これを見ていると、橋の下の環境改善はいいんですけども、環境改善が二の次になって、むしろ展示物が先になっているような気がしてならないんですね。鴨川全体の流れのこと、景観のこと、鴨川全体のことを考えると、展示物云々というよりも橋の下の環境をいかによくするかという視点を、原点に戻ってお考えいただいた後に、じゃ、その環境にふさわしいテーマは何なのかというふうに進んでいただきたいというふうには、私は思います。

ちなみに、これも以前申し上げましたけれども、上賀茂神社は、神社ができてから日々の日記がもう何百年も続いておりますけれども、その中に、いろいろ鴨川と上賀茂神社のかわりというのが非常に深い記述がたくさんあります。例えば、御所に天皇がおられたときに、御所の池の水が夏になったら干上がって、鴨川から水を引いているわけですけども、その鴨川から水を流してほしいというふうには、上賀茂神社に天皇がお願いの手紙を出されてると。そうすると、上賀茂神社は、いやいや、周辺の田畑に水が必要なので御所に水は渡しませんと、鴨川の水は渡しませんという返事が来て。そうすると、天皇は、また仕方がないなど。でも、この日とこの日だけは、昔の皇居に来客があるので、そのときに池に水がないと恥ずかしいので、この日とこの日だけは、鴨川の水をちょうだいねと、また、お願い文書が行っていると。そういう文書が、現に残っております。そんなことが、いっぱい上賀茂神社の日記にあります。例えば、歴史、昔にさかのぼった洪水の話。上賀茂神社のちょうど西側に石積みの堤防があるんですけども、その堤防をつくったのは、鴨川が氾濫したからつくったとか。それと、鴨川を管理する賀茂族の人たちが、鴨川についてこうしたああしたとか、いろいろ鴨川についての歴史、先ほど志明院の住職がおっしゃいましたけれど、鴨川の源流であるとか歴史であるとか、そういうものを踏まえた上でというふうな感じがします。

基本は、橋の下の環境改善、それと、鴨川の橋の下ということを、意識をしていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ただいま、ご意見を承っていると、基本的に、このアンケート結果では、工夫が、いや改善はないというのは、これは、あんまり工夫されてないという意味なんではないかな。それを除けば、おおむね好評だという結果だと思いますね。ただいま、いろいろなご意見も、展示内容について、それから、もっとも基本の橋梁の下

の部分の環境改善を、原点を重視すべきだということを含めましてですが、そういうご意見だろうと思いますので、ぜひこれは、案が出てきてから物を言うのは実は簡単で、案をつくるほうが大変なんですけれども、ぜひとも少しお考えいただきたいというふうに思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

それで、はい、どうぞ。

#### ○村島

このギャラリーのこの柱の朱の色を何か再考するって、どっかの記事で見たんです、先ほど。何か京都は、こういう何か色はあかんとかというのが載っているとかいう話があったんですけどね。私は、逆にこれは、この色が京都らしくていいんじゃないかなというふうに思ってるんです。特に、今おっしゃったように橋の下ですから暗いところですので、せめてこのくらい明るくなくてもいいんじゃないかというふうに思いますし、この色があかねやったら、平安神宮の鳥居の色だってあかんようになっちゃうんじゃないかというふうに思いますしね。そのぐらいやっぱり京都らしく、できたら鳥居の色に合わせてもらってもいいんじゃないかというふうに思ってます。

#### ○川崎副座長

すいません、それにつきましては、私が先ほどの資料の中で、アクションプランの中で、私が赤を控えたほうが良いというふうな意見を申しましたので、そこに出てたもんだと思うんですが。その意図は、平安神宮とかそのイメージ色というのはあるんですが、あくまでも、こういう公共空間の中の、こういうストリートファニチャーというのは、京都市なんかの景観政策の中では、色はできるだけ彩度2とか明度も押さえるような形で、例えば御池通りのストリートファニチャーなんかもそうかと思いますが、もうほぼ町並みに合わせて、公共空間の色使いというのは大体抑制すること決まっていますので、ここだけということには絶対、町並みの連続性とかそういうものがありますので、できる限りそれに合わせておいたほうが良いだろうと、特にストリートファニチャーについてはですね。そういう意味で、抑制コントロールしたほうが、合わせたほうが良いというふうな。

#### ○金田座長

色調につきましては、私も、気分的に調和を損ねるような鮮やかな色というのは、全てがダメだというわけではありませんけれども、特に景観の場合には、景観にかかわる場合には、よほど注意すべきだというふうには思っておりますが。ちょっと具体的な話はここではできませんので、そういった観点も含めてお考えいただけたらというふうに思うわけ

です。

いろいろと検討していただくことが多いんですけども、もし、ほかにこの計画について、ぜひというのはございませんでしたら、少しこれにつきまして、今のご意見を含めてもう一度お考えいただくということにさせていただきたいと思います。

それで、なかなか進まないんで恐縮ですが、もう4時が近いから一気にやるという手もあるんですが、いかがでしょうか。休憩をしたほうが常識的だとは思いますが、どうしましょうか。

もし、あと4件ですけども、第1の議事ほどには長引かないとは思いますが、しかしながら、これからの施策について重要なものもございますし。私の時計は、今27分ですから、少し短いですが、40分ぐらいから再開させていただくということで、ちょっと休憩を入れさせていただきたいと思います。それから、少しピッチを上げていければと思っております。

どうぞ、よろしくお願いします。

〔午後 3時27分 休憩〕

〔午後 3時35分 再開〕

#### (4) 鴨川ふれあい空間について

##### ○金田座長

時間が予定よりかなり進んでおりますので、会議に戻らせていただきます。議事の4番目「鴨川ふれあい空間について」ということです。事務局のほうから説明をお願いいたします。

##### ○西田（京都府建設交通部都市計画課副課長）

失礼いたします。都市計画課公園担当の副課長をしております西田でございます。座って説明させていただきます。

それでは、資料4でございます。鴨川ふれあい空間ということで、前回5月の府民会議でもご説明申し上げました。鴨川は、歌舞伎の発祥地として、出雲阿国が演じた発祥地となっております。そういったことから、芸術文化の発祥地ということで、また、その息吹が今も感じられるというようなことで、多様なパフォーマンスができる情報スポットの整備を検討するということが前回申し上げておりました。

今回、鴨川納涼の場をお借りしまして、アンケート等を実施しまして検討を進めてきたところでございます。その結果、及びその結果を踏まえた設置場所、あるいは管理運営等

の検討の方向について、説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料のほうの最初のページ、2のほうから進めさせてもらいます。まず、鴨川で行われているパフォーマンスの現状でございます。1枚めくっていただきまして、別添1ということで、今現在鴨川で行われているパフォーマンス、練習を含む一覧を示させていただいております。裏面のほうに、その代表的なものというのを写真で示させていただいているところでございます。内容といたしましては、音楽、楽器演奏、歌というのが16演目ほど。それと、あと踊りといたしまして、5種類ほど。それと、大道芸、手品などで3種類ほどなどを、平成24年3月ぐらいからこの7月まで、鴨川で見かけたものをここで示させていただいているところでございます。やはり、音楽をされている方というのが非常に多くて、人に見せるということをしている方は、三条～四条によく見かけられたということでございます。

それでは、3でございます。鴨川納涼時等のアンケートの結果ということで、説明をさせていただきたいと思います。まず、調査期間と調査方法、①のほうを見てください。まず、現地の状況をしっかり調査、実体を把握するというを目的に①といたしまして、25年7月の後半、ここに書いています5日間、土日を含みます5日間の調査を実施しております。この調査方法としましては、2番の①でございますけれども、三条～四条右岸側で、通行者及び当日そういったパフォーマンスをやられていて、それを見ておられた見学者の方、あるいはそれをやられた方についてアンケートを行っております。それと、もう一つは、鴨川納涼のほうの主催者さんに大変協力をしていただきまして、8月3日、4日両日、鴨川納涼に仮設ステージを設けまして、その見学者の方及び演技者の方にアンケートを実施しました。3番といたしまして、それが2つの合計数でございます。通行者これは、ほとんどは①の7月にやったものでございます。通行者としては105名、見学者これはほとんどが鴨川納涼のほうの方でございます。見学者としては172名、それと演技者さん、これは両方でございます。38名の方の回答を得られました。回答の詳しくは、別添2ということで、すいません、ページ数が打ってないので申しわけないんですが、1枚めくっていただきまして、それぞれ通行者、見物者、演技者という形で、円グラフで示しております。その後ろに、アンケート用紙というのをつけさせていただいております。

ここでは、1枚目の表に戻っていただきまして、回答概要といたしまして、主なそのアンケートの中でも、特に重視したものを、説明をさせていただきたいと思っております。まず、鴨川で、パフォーマンスを見たことがあるかという質問でございます。通行者さん

につきましては、「ある」が77%。見学者さんについては、「ある」が54%でございます。その右に行きまして、見たことがあるパフォーマンスの種類は何ですかという質問に対して、通行者さんのほうでは「音楽」が半分ちょっと、見学者さんも同じく半分程度。演技者さんの、これは質問の仕方としては、要はどういうものをされていますかということで聞きますと、やはり「音楽」が6割を超えるという結果になっております。

続きまして、その左下、パフォーマンスが行われることについてどう思いますかということで聞いております。通行者さんにつきましては、「賑わいができる」というのが1番でございます。見学者さんにつきましても、やはり1番が「賑わいができる」と。演技者さんにおきましては、自分の活動という意味で、「賑わいができる」あるいは「鴨川の魅力」と思われている方が、同じぐらいございました。

次に、その右でございます。パフォーマンスで気になることはどういうことですか、演技者さんにも同じような、どういうことに気をつけてやっていますかという質問をしております。回答では、通行者さんでは、通行の支障になるというようなこと。見学者さんについても、「通行」の問題、それぞれ同じように、「騒音」が2番目でございます。演技者さんにつきましては、「通行」ではなくて「騒音」に気をつけてやっているというのが、まず1番でございます。ただ、それぞれ通行、見学、演技の中でも、特に無いよという方が一定の割合おられたという結果にはなっております。続きまして、その左下でございます。ステージの要望が多く、利用が見込まれる場所はどこですかというようことで、演技者さんにつきましては、どこでそういうことをやられていますかという質問でございます。通行者さん、見学者さんですが、まず、通行者さんにつきましては、「三条大橋 右」と書いてあるのは右岸でございます。その次に、「三条～四条」。見学者さんにつきましては、1番が「三条～四条」の右岸。続きまして「三条～四条」の左岸というのが多くて、次に「三条大橋」ということになっております。演技者さんにつきましては、「三条大橋」の右岸、「四条」の左右岸という順番でございます。

ちょっと言い忘れましたが、調査方法にも書いていますとおり、三条～四条間で主にやっておりますので、特にこういう結果も出ているのかなというふうに思っております。主には、ここにありませとおり、三条～四条というのが6割以上を占めているということでございます。

次、裏面でございます。続きましては、これは、演技者さんのほうに聞いた質問でございます。パフォーマンスで必要な広さはどれぐらいですかという質問に対して、幅、奥行

を聞いております。幅については、もっとも多いのは、「3 m～5 m」でございます。奥行につきましても、同じ「3 m～5 m」が一番多いという結果になっております。観客スペースは必要ですかとの質問については、通行者さんは不要が最も多く、見学者さんにつきましても、最も多いのは「10～30人」というような結果になっております。演技者さんの立場から、観客スペースはどれぐらいという話でお聞きしますと「30人程度」が4割、「20人程度」が3割ということになっております。

それらのアンケートを踏まえまして、4番でございます。設置場所管理ということで、基本的には、このアンケートの結果を踏まえて、今後の検討の方向ということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、設置場所でございます。周辺の状況、鴨川の利用実体、あるいは、このアンケート結果から、三条大橋の上下流右岸で検討を進めていくと。(2)でございます。ステージの規模・構造につきましては、アンケート結果から、ステージの規模としては、15～50㎡。観客スペースとしては、20～30、そういう大体二、三十㎡ではないかというふうに考えております。

ステージの構造としては、演台、あるいは、そういうスペースを確保するというところで考えておまして、一番最後にA3のものがついております。図面は二条から五条の間で、そのようなスペース的なものがありそうなところをピックアップして、写真に掲載しております。それから、このアンケートの結果等を踏まえて、なかなかニーズが見込めないもの、利用が見込めないものというようなものは黒枠にしております。それで、赤枠のほうが、一定ニーズが見込めるものが赤としております。ただし、その写真の下に、コメントを書かしていただいているんですが、少し場所が狭いということで、太枠と赤枠で差をつけております。そういった点で、先ほど場所のほうを、お話をしましたが、この三条大橋付近、右岸側の三条大橋付近、特にこの三条大橋の右岸の下流付近を中心に、検討を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、(3)管理運営の関係でございます。利用者についてですが、こういったパフォーマンス活動を行っていただくという中で、やはり事前に届け出をしていただいて、審査の上、一定期間ライセンスを与えることによって、各種の規制・条件を周知・遵守の上、府民の方に質の高い娯楽を提供、あるいは、すぐれたパフォーマー等の育成を図れないかということで考えております。もう一つは、鴨川で末永く活動できるように、例えばそういう環境美化活動に協力をしていただくなど、何か努力目標を付加できないかというふう

に考えております。これにつきましては、ほかにもこういったところをやっておられる東京都さんの事例等がございますので、そういったものを参考しながらさらに検討を進めたいというふうに思っております。

使用につきましては、一定予約状況を公開して、予約制で行っていくというようなことを考えている次第でございます。

規制・条件等ということで、最後にこの表を載せております。一定検討していく項目と方向ということで、示させていただいています。上から行きますと、通行者への配慮という点で、観客エリアを一定設定して、利用者が通行帯を確保できるような管理をしていく。特に演奏者さんのほうですが、アンケートでは、音量に、特に気をつけているというようなご意見が一番多かったです。そういった意味で、最小限のポータブルアンプ（電池式又は充電式）に限り使用を認め、大音量のパフォーマンスは認めないということ。利用時間帯の遵守ということで、朝の9時～午後9時まで。例えばの話ですけれども、活動時間の規制を行っていく。ごみ対策として、利用者が責任を持って、そういう借りたエリアのごみをしっかり始末をしていくと。販売行為ということで、例えば歌でしたら、CDとかそういうものの販売行為は一切禁止すると。投げ銭でございますが、投げ銭につきましては認めるが、強要はできないというような方向でどうだろうというふうに、検討を進めたいと考えております。洪水時の安全対策ということで、鴨川公園は、河川敷でございますので、大雨洪水注意報が発令されたら直ちに中止して、観客さんに避難を促すと。あと責任の所在ということで、演技に当たっては、しっかりライセンスを提示する。

こういったいろいろなことを、まだこれでも不足分があると思います。そういった項目の課題と対策をしっかり考えながら、今後詳細に皆さん方のご意見も踏まえて、引き続き検討は進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ただいまの説明につきまして、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○久保

京都鴨川納涼床協同組合の理事長、久保でございます。これ以降、賛否両論いろいろ出てくると思うんですけれども、基本的には、京都の鴨川の使用の仕方というか、基本的には、賛成ではあるんですけれども、ものすごく難しい問題がたくさん存在すると思います。

これは、管理室の方も来られてますので、よく御存じのことやと思いますけど。

本質的に鴨川では、スピーカー等は一切使えませんよね、禁止されておりますから。NHKも、こないだ、何かあれに鴨川のことがちょっと映ったんですけど、スピーカーでエレキギターをバンバン弾いてたんが流れてましたわ。論外ですよ。違法でやっているということですよ。ああいったことが、ちゃんと許可を出して、やれるのであればいいけれども。せっかくそういうスペースを設けてやられたのに、「ああ、あんなことができるんや、わしらもやったろう」言うて、ボンボンボンボンいろんなところでやられるということが、起こらないとは限らないわけですよ。

さっきも、ちょっと高橋さんもおっしゃっていたんですけど、こう書かれていることは、立派なことが書いてあるんですけども、あとのフォローを一々全部できるのかということですね。これ、例えば、規制・条件等と書いてありますね。これ、京都府さんのほか外郭団体の方が許可を出したら、必ずこのステージのところへ行って、やっている間ずっと張り番をされるとか、そういうあとのフォローのことは書かれておりませんよね。「はい、はい、わかりました」言うて承っておいて、行ったらむちゃくちゃいうのは、ようある話ですから、それやったら、何のためにふれあい空間を賛成やと、私言うたかわからんようになりますので、とりあえずその辺のとも、あとのフォローというのを確実に考えていただいた上でないと、簡単なことやないと思いますよ。

写真が写っているやつの中でも、幾つかありますよね。これ、一番上の左側、違反ですよ、マイク使ってますよね。こういうことを、ほとんど御存じないんですよ。だから、私なんかよく土木事務所の管理室に迷惑かけています。「ああ、また三条の大橋の近辺で、スピーカー使うとんで」、だから、必ず土木の人が来て、注意してやめてもらったはず。何でか言うたら、知らないんですよ、みんな。それをもっと広報もすべきやろと思うし、事前に。

河原のところに、例えば打ち上げ花火禁止ですよとか、鳥に餌をやらないでくださいねと書いてあっても、スピーカー使うてバンバン歌を歌わんといてくださいねなんて立て札はないですよ。だから、そういったことも、もうちょっと周知徹底した上でやられないと、あとの收拾がつかなくなると思いますので、そのあたりもきちっと考えた上で、かなり人手もかかると思います費用もかかるとは思いますけど、やっていただければいいんじゃないかなというふうに、個人的な意見ですけど、私は思います。

はい、以上です。

○金田座長

ほかにもご意見。

はい、どうぞ。

○村島

今、久保委員さんが説明されましたけど、私は、基本的には反対なんです。理由は、今、久保委員さんが説明されたことになるだろうなというふうに、私は予測しています。

一つお聞きしたいんですけど、これは、もう設置することが決まってる話なんですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

決まっているということは、ございません。当然、皆様のご意見を聞きながら、詰めていくというスタンスでございます。

○村島

まだ、これからどちらに行こう、方向を向いて行くかというのは、まだ、決まっておられないということですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

はい、今回ご提示させていただいたのも、一つの案という形で、提示をさせていただきます。

○村島

もし、それだったら、このアンケートを読んでも、これはどう見てもつくる方向に向けたアンケートになっているような気がするんですよ。このアンケートの中で、これ必要ですかという項目は、どこにもないですよ。こういったことは、もうやめませんかという話ですね。もし、どちらに、つくるのがいいのかつからないほうがいいのか、そういったところも含めて、とられるんだったら、そういうアンケートの内容も、つくるためにとるんじゃなくて、つくらなくてもいいという意見も吸い上げていかないかなのじゃないかなというふうに感じるんですね。

それと、演技者のほうのアンケートの中で、この使いますか、料金が必要な場合と書いていますね。ここのアンケートの結果のところ、利用しないというのが26%、安かったら使うというのは40%。ということは、基本的には使わないということと、あとは安けりゃ使ってもええよというようなことで、先ほど久保委員がおっしゃったように、結局は、そこは使わずに、そういうことできるんだったらどこでもええやんということで、そういうふうになってしまうんじゃないかなというふうに一番懸念するんですけども、それは、

私の反対の理由でございます。

○金田座長

今、向こうも手を挙げておられます。

どうぞ。

○松井（恒）

私も、鴨川に賑わいということに関しては、こういうのもいいとは思いますが、個人的に言うと、鴨川でこのパフォーマンスのする場所というのを考えると、出町の三角州のどこですかあそこら辺ぐらいしかないと思うんですよね、スピーカー使って何か云々とかいうのも。

それよりかは、京都全体として考えて、岡崎公園とかあそこら辺にいっぱいいろんな文化的なものをやろうというような動きがある中で、その鴨川をチョイスして、そういう文化的なものを昔からやっているからという考えでされるのであれば、別の場所を梅小路公園でもいいですし、それこそいろんなところが、京都府、京都市内にたくさんあると思います。上流のほうでもやればいいと思いますし、いろんな場所に持っていくことによって、鴨川はもうそのまま自然のままに置いておいたほうがよいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに。

○高橋

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、鴨川において、本当に必要なものなんですか。それは、どうなんですか。鴨川は、他の都市とは異なる千年の都京都の自然の中、先ほど示した山紫水明の中の川そういう川に、鴨川ふれあい空間というのは本当に必要なものなんでしょうか、どうお考えですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

まず、鴨川は、阿国を初め、文化・芸能が発祥してきた場所であるということは、これは間違いのない事実だと思います。それと、今現在、若者がここで活動していることも、また事実だと思います。この事実があるということと、見ている人でいろいろご意見もありましたけれども、決して誘導しているとか、そういうことじゃなくて、普通に聞いている中では、もちろんこれはおかしいよと、こういうのはそぐわないよ、やめたほうがいいのかというご意見もあるのは事実でございます。ただ、全体としては、いいんじゃないのという話が、多くを占めたのも、これも事実だと思ってます。

そういう中で、皆さんの迷惑にならない範囲で、こういうものをやるスペースがあっても、それはいいんじゃないか、むしろあったほうがいいんじゃないかというふうには考えています。

#### ○高橋

私は、先ほども申しましたように、鴨川の本来のあり方を考えますと、本当に必要なものなのかというのに非常に疑問を感じます。これは、京都の歴史なら、もう当然皆さん御存じのように、文化・芸術の発祥の地であるかもしれませんが、そのときは、その当時は、鴨川ぐらいしか場所がなかったし、ほかに文化・芸術もなかったと。現在は違います。先ほどもおっしゃいましたように、あらゆる京都の場所で、岡崎であろうが梅小路であろうが、あらゆる場所で、文化・芸術の発祥の地はたくさんあります。美術館もあります。いろんなホールもあります。いろんな施設があります。あえて、鴨川につくる必要があるのかどうか、私はないと思います。

さらに、この今のご説明をいただいた中に、パフォーマンスができる情報発信のスポットとありますけれども、パフォーマンスができる情報発信のスポットは、他にも、ほかにもたくさんありますし、たくさんやられているところがあります。それで、管理運営について、府民に質の高い娯楽を提供する。すぐれたパフォーマーの育成を図る。これが、鴨川にとって必要なことですか。質の高い娯楽、すぐれたパフォーマー、これは、誰がどういうふうに判断して管理するんですか。今現在行われているのは、パフォーマンス等一覧（練習を含む）と書いてありますけれども、これ、ほとんど練習ですよ。99%練習です。パフォーマーとして、これで何かを表現しようというふうな人は、ほとんどないと思いますよ。99%ないと思います。

さらに、先ほども出ましたように、管理者は一体誰で、どんな管理をして、メンテナンスは、ランニングコストは幾らかかるんですか。どうです。こういうことが、本当に必要なのか、質の高いもの、すぐれたもの、ここに書かれている府民に質の高い娯楽を提供するこんなことが、本当に鴨川で必要ですか。すぐれたパフォーマーの育成を鴨川で、本当にできると思われていますか。しかも、質の高い娯楽とかすぐれたパフォーマーを、誰が、どう判断するんですか。誰が、どうライセンスを与えるんですか。私は、そういったことも疑問に感じますし、それを含めると、どうしても、ここに鴨川に、こういう施設が必要なのかというのに、非常に疑問に思います。その辺の細かい質問等に今はお答えいただけないかもしれませんが、そのように私は感じますので、基本的には、こういうもの

は鴨川に必要なと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

○川崎副座長

事務局にお聞きしたいんですが、ステージ、もしここに、例えばR-3のステージ設置する場合ですね。これは、仮設構造、例えば、当然こういうものを建てるのとすると、周りの、私は景観の専門なので思うんですが、納涼床と同じような連続性を持たせて、床を木でつくるとか納涼床と似たような仕様にする。それから、骨組は鉄骨とかで入れると思うんですが、みそそぎ川の中に、これ絵がちょっと出ているんですが、そのあたりは、どういうことでしょうか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

1つは、これ路上パフォーマーとかそういう形になるかと思うので、基本的には、ほとんど段差がない。極端なことを言えば、このエリアでやっていただいていたいいよということで、良いのではないかと。段差ができたとしても、10センチ程度のもので、数十㎡のものというようなイメージでございます。

○川崎副座長

そうすると、先ほど指摘あった出町柳にあるような木のボードウォークみたいなような、レベル差がそんなになくて、鉄骨のレベル差がないようなものということですね。そうすると、余りそのランニングコストとかそういうことは気にしなくてよくて、ある意味仮設構造物ですので、場合によって、問題が起こったときに撤去することはできるということですので、先ほどの管理の問題も含めて、一たん社会実験をするという手もあると思うんですよね、期間を限って。それで、問題が起こるかどうかも考えればいいと思いますし。

それから、先ほど来から、自然景観とそれから文化的景観と両立させるところの接点でなかなか難しいと思いますけれども、やはり私は、個人的には、こういうことは検討することは非常に、久保委員と同じで賛同したいと思います。

それは、山の辺や水の辺というのは一つの風致でありますし、自然もそうですが。鴨川というのは、基本的に、これ近代の姿、近世以前というのは、自然の中に人が入り込んで行くような形だったんですが、近代、これ昭和10年以降の改修とか大正以降の改修によっ

ては、非常に、この鴨川の風景を支えてきたのは、人為的な風景だと思うんですね。造園業者とか庭園というのは、非常に、京都というのは発達していますので、そういう意味では、こういう人為的な植栽もそうですし、それから、橋もそうですね。橋も、その非常に、この京都の橋というのは、きれいな橋が多いというようなこともありますし、それから、落差高だとか水の表情だとかそういうのも含めて、トータルな意味で、くだんのそういうものですし。そこへ人がどういうふうに文化的な活動をするのかって、それ1つが風景になりますので、そういう意味では、仮設構造物で余りぎらぎらしたものではなくて、現状あるパフォーマンスの一部のステージとして、余りランニングコストがかからないようなものでやってみるといふ価値は、検討する価値は、私はあると思います。

○金田座長

ほかに、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹門

私の意見は、1つだけです。こういったものをつくるときに、河川の中ですので、恒久的な施設としての位置づけというのは、本来するべきではない。あり得るとすれば、その川としての地形をそのまま人が集う場所として利用する。本来は、この河原がそういう役割をしたわけですね。ですから、このステージを構造物として、人為的につくるといふのは、川にはそぐわないと考えます。あるとすれば、砂利とか砂とか川が運んできたものが勝手に平らになっているそういう空間を利用することを許容する。つまり、どうぞ、どうぞ使ってください。それは、行政が何か物をつくってサービスするんじゃなくて、川がつくった空間を利用することに対して、余り目くじら立てないということ自体が、その文化をアシストすることにつながるんだというふうに考えますので、こういったものをお金出してつくってこと自体は、必ずしもしないでもいいのではないかなというふうに思います。

○金田座長

いろいろ意見いただいております。基本的に考えるのは、結構いいとか。あるいは、その方向というか、そういうことはあってもいいけれども、悪影響もいっぱいあり得るといふご指摘、久保委員のほうからいっぱいいただいておりますが。その悪影響などということ言うと、例えば、私個人では、誰か何かやっていたらそこを回避して動くほうですけども、三条の河原などで、時々若い人がたくさん集まっているというのがあります。

例えば、今その集まっているのでも違反が多いという話もありましたけれども、その自然でもあるものを、今度はコントロールしてどうしよう。つまり、それがマイナスになったらどうなるのかとかそういうところも、検討の必要があると思います。

ともかく、自然にやるのものをコントロールしたら、きっとまずい方向に行くわけで、非常にそのあたりの取り扱いは難しいと思うんですが、いろいろ難しいというご意見をいただいておりますので、恐らく今これ以上議論を深めても、ちょっと難しいと思いますので、そういう議論をいただいているということ为前提にして、またお考えいただくということに、とりあえずは、させていただきたいと思います。

#### (5) 鴨川における良好な景観形成について

##### ○金田座長

それでは、議事の5番目です。「鴨川における良好な景観形成について」です。4時までというのを既に過ぎております。できるだけ、手短にお願いします。

##### ○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、「鴨川における良好な景観形成について」ということで、資料5で説明をさせていただきます。まず、条例上の位置づけでございますが、良好な景観形成につきましては、鴨川条例の大きな柱の1つというふうに考えております。それで、具体的に、条例の第4条 府民及び事業者の責務というところで、景観への配慮をはじめとする鴨川等の良好な云々とありまして、そういったことで、条例の中でしっかり位置づけられているということでございます。

それから、現状と課題でございますが、鴨川納涼床（二条～五条間）ですけれども、それにつきましては、条例の第14条に基づきまして、許可の審査基準を定めておりまして、現在、来年設置の床から、その基準に適合するよう鋭意取り組みが進められているところでございます。

こうした中、エアコンの室外機に係る景観の問題につきましては、審査基準に基づくガイドラインというのがございまして、そこで納涼床の景観に係る留意事項としておりますものの、取り組みが進んでいないという状況にありまして、それが景観阻害要因として、目立ってしまう恐れがあるのではないかというふうに考えております。それで、エアコン室外機につきましても、できるだけ早い取り組みが必要ではないかというふうに考えております。

それで、対応案でございますが、これにつきましては、学識者等のご意見もお聞きしな

がら、それは景観の部署であります京都市さん、それから納涼床組合さんと設置者と連携しまして、具体的な対応策をどのような方法がよいのかと検討していきまして、それをもちまして、具体的な対応策を実施していったらどうかというふうに考えているところであります。

それで、最後、効果につきましては、そういった改善をすることによりまして、納涼床全体の景観が向上して、鴨川のイメージアップ、それから納涼床への誘客効果等が期待できるのではないかとというふうに考えております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○金田座長

これは、非常に原則的なことで、原則としては、こうであるという現状認識と方向性は、特に異論がないと思いますが、エアコンの室外機の問題とか納涼床について、ここで書いてあるところも大変重要なところですが、これにつきまして、いかがでしょう。ちょっと具体的な方向性とか具体的な状況。

はい。

○久保

すいません、お時間のないところ申しわけないんですけど、メンバーの方から質問を受けましてお答えしたんですけど、この表を今見ていると、まるで鴨川納涼床の組合員だけが室外機つけているという表現に、どう考えても見えるんですよ。やめていただきたいんですけど。半分ぐらいです、一般の民家が間に入っておりますので。それと、鴨川って官民の境界が引けているとこと引けてないところあるんですよ。ですから、官民境界が引けているところであれば、これは官のご意見として承れる部分があるんですが、官民境界引けてないところであれば、そこからまず話をしていかないと、話が進んで行かないという部分もありますし。納涼床が一応率先して取り組んで行きたいなど、行きますとまでは言わないですけど、全体の話の中でということもありますんで、そういうことで、ただこれ、ちょっとこの表現の仕方は、私かなり憤慨をいたしております。

1つの方法として、以前に川崎先生がおっしゃっていた景観ということを使うのであれば、みそそぎ川の法面に植栽を植えれば室外機は見えないんですよ、遊歩道からは。そういうご意見を、以前いただきましたですよ。非常に結構な意見だと思って、私大賛成だったんですけど、いつか消えてしまった話なんですけど、そういう方法もあるんで、そのあたりも踏まえて、ちょっとこの表現は、皆様に誤解を与えたらいけませんので、あえて言

っておきますけど、納涼床の組合員だけではありませんので、よろしくお願いします。すみません、申しわけないです。

○金田座長

ということで、ご注意いただきましたんですが。これを今ちょっと中途半端に議論すると、ぐあいがよくないと思いますので、ただいまのようなこともございますし。やっぱり具体的な取り組みが必要だとか何とかということは、皆さんご理解いただけると思うんですけれども。これは具体的な形でないと、具体的なご意見もいただけないと思いますので、改めて検討していただいた上で、次の機会、次の会議にもう一度出していただくということにさせていただいたら、いかがでしょうか。ということにさせていただきたいと思えます。

#### (6) 鴨川ヌートリア監視・巡回啓発事業について

○金田座長

それで、急いで恐縮ですが、6番の「鴨川ヌートリア監視・巡回啓発事業について」というところの説明をお願いいたします。

○本田(京都府文化環境部自然環境保全課副課長)

自然環境保全課の本田と申します。よろしくお願いいたします。

鴨川のヌートリアにつきましては、平成23年ごろから、こちらのほうへ目撃情報がたくさん寄せられるようになりまして、鴨川本来の生態系への影響が問題と認識しております。専門家の先生に、どうしたらいいんだろうかとかご相談させてもらったりしていますが、まず、一般の住民の方や観光客もいっぱい訪れる鴨川ということで、来たついでに、珍しいヌートリアという外来生物がいるので餌をやってしまう人が多いということが問題とこのことです。この状況が報道されまして、益々人が増えてたりしました。餌を与えることは、繁殖に有利になってしまい、生息数が更に増えてしまうのではないかとということ、ご指摘をいただいております。そこで去年の夏前に、餌をやらないでくださいという看板を出町橋上流右岸に、餌をやっている方もいらっしゃるというようなことをお聞きしておりましたので、2基立てさせていただきました。

その後、啓発につきましては、いろんな機会を通じてやらせていただいたのですが、日本野鳥の会の京都支部 中村先生のほうにご相談させていただきましたところ、啓発のためのパトロールをやっただけということ、この7月から10月5日までの間3カ月間、天候や河川の状況なんかもありますので、この間の日は特定せず、パトロール

を25回程度巡回していただいて、餌やりをしている人に対して啓発活動をする、チラシを配布していただいたり、ヌートリアに餌をやらないでくださいということを丁寧に説明していただいております。

また、せっかく回っていただいているということもありますので、その時の状況、ヌートリアがどこにどれだけ生息していたという基礎的な情報も、まとめていただけたらなと思ってお願いをしております。

やり方につきましては、河川の下、遊歩道を、車でゆっくり巡回していただきまして、車にきちんとヌートリアパトロール中ということがわかるようにステッカーを張っていただきまして、回っていただいております。

今後のことも含めてですが、現在、ヌートリアは稲とか野菜を食べますので、農作物への被害がある動物ということで、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣として、各市町村が捕獲して処分しています。この数が、24年度は、府内全部で120頭の実績があります。京都市内につきましては、京都乙訓地区合わせて41頭ぐらい、有害鳥獣として捕獲されているということをお聞きしております。これは、農作物被害対策ということで捕獲しているということですので、鴨川については、農作物被害がある地域ではないということで、これではちょっと対策がとれないことがありますので、外来生物法に基づく防除を何とか進めようというふうに考えております。

24年11月には、京都府といたしまして、府内全域について防除計画を立てています。そして関係市町ですが、ヌートリア被害はもともとは府北部のほうが多かったんですけども、最近淀川水系を伝って、南のほうから増えてきているというような状況でありますので、南部の市町村も防除計画を立ててきております。市町村と一緒に防除計画を策定して、防除が進むことから、今年になってから少しずつですけども、京都市の周囲の市町では捕獲が進んできているところです。

京都市さんとも、当然一緒にやっていきましょうということで、ご相談はさせてもらっているところであり、今後とも皆様にはご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○金田座長

ありがとうございます。何か、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋

ヌートリアについて、ちょっと私なりに気になることがあったので、お話ししときます

けど、もともとヌートリアが日本政府によって、第二次世界大戦後、敗戦後、6万匹放逐されたというのがあります。それが、自然繁殖をしながら全国に広がっているらしいんですけれども、岐阜県のアゴ川から西に発生しているということで、確かにおっしゃるように稲とか麦とか野菜類の食害があるというのも事実のようです。兵庫、島根、岡山では、2005年に、やっぱり4500万ぐらいの被害があったというのが事実として聞いています。

ただ、鴨川のヌートリアについて、3年前から見ていますと、3年前にはヌートリアは12頭いました。現在は、3頭です。出町柳に3頭だけいると、環境庁の人ですかねの方に聞きますと、捕獲されたんですかというふうに聞くと、捕獲はしてないというふうに聞いています。ということは、12頭が3頭に、3年間で逆に減ったというのが事実としてあります。

それから、ヌートリアの被害というのですけれども、現在、出町柳に3頭が生息しているだけで、実質は、あの周辺に田んぼ、畑がありませんので、実害はないのではないかと。食べ物、マモコとかホテイアオイというのを食べたり、植物の根を食べるだけで、食草動物であるというので、鴨川の川自体の生物に対する影響は、ほとんどないというふうに聞いています。

それより、ヌートリアが非常に悪者にされるのが、ちょっと私は危惧をしております、ヌートリアは、むしろ先ほども言っていた戦後南アメリカから持ってこられて、兵士の毛皮にされて、確かに毛をさわると非常に柔らかくて撥水性のある毛で、これは防寒には非常にいいなと思いますけれども、それがなくなったら放逐されて、必死になって野生で生きてきた動物と。それが、12頭が3頭に減って、現実特に被害があるわけでもないという状況なので、むしろ私は見守るほうがいいのではないかと思います。

それより問題なのは、カワウだと思います。カワウは、漁業組合さんが放流された稚アユをほとんど食べてしまうと。それと、もう一つ、ブラックバスとブルーギルが非常にふえていると。鴨川の出町柳あたりでも、かなりたくさんとれるというので、それが問題であらうと。さらに、イタチ、ハクビシン、カワウソがいます。ヌートリアは、そんなにすばしっこくないのですけれども、イタチ、ハクビシン、カワウソというのは、すごい敏捷性があって被害も結構出ています。

これは、食害だけじゃなくて、住宅の中の、例えば私の家もそうなんですけど、私の家は下賀茂と上賀茂にあるんですけど、下賀茂の家には池があるんですけども、そこに魚を飼っていました。やっぱり、イタチ、ハクビシンですね。上賀茂神社周辺に、わなを地

元の人らと一緒に仕掛けますと、やっぱりイタチ、ハクビシンが、一晩のうちに6頭、7頭かかります。これは、勝手に処分できないので、それを役所の人にお渡しはしましたけれども、そういう食害以外の住宅の中の害、あるいは上賀茂神社の壁、天井、屋根に上って害を、傷をつけるとそういうほうが問題ではないのかなど。要は、ヌートリア問題、問題というよりも、それよりも先にカワウの問題、カワウソなんかは、1日に500グラムの魚を食べるそうです。ブラックバス、ブルーギル、カワウ、それからカラス、鴨川のごみ箱を荒らすカラスの対策をするほうが、先なのではないかというふうな気がします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○竹門

ヌートリアが、なぜ特定外来種に指定されたのかという経緯を考えたら、今のご発言は、ちょっと難がございます。実際その淀川水系では、ヌートリアによって、ワンド、タマリの二枚貝、イシガイ類が根こそぎ現在絶滅の危機にございます。ですから、鴨川で、今イシガイがないからそれが目に見えてないだけで、鴨川にちゃんとワンドが構成されて住むようになったら、そうも言ってもらえない。もし、鴨川のそのヌートリアが温存されて、宇治川、淀川に行けば、結局は問題を鴨川が温存することになりますので、ぜひ全体を見て、ご発言をいただきたいと思います。

現在、淀川では、イタセンパラをようやく復活の準備ができて放逐しているところですが、彼らはイシガイがいなかったら一切生活が続きませんので、その意味では、ヌートリアを駆除するというのが、そのたった一つの種だけじゃなくて、そのイシガイ、それからイシガイを伝えている各種魚種の存続にかかわる問題です。

したがって、ぜひ京都府と京都市が連携して、その駆除をしていただきたいと考えています。

○金田座長

ヌートリアにつきましては、ただいま2つの観点からのご意見をいただきましたが、巡回・啓発事業をやっていただいているということですので、その結果をも含めて、また改めてご報告をいただいたらいかがかと思います。それに、一つは基本的に外来生物の問題というのは、予期せぬところで、いろんな波及効果があって大変でございますので、その点も考慮する必要があるかと思えます。

それから、今ご指摘のように、カワウを初めとする鳥類の食害の問題も非常に大きいと

いうことは事実です。私は、カワウを敵のように思っているんですが、これ個人的な感情ですが、とにかく非常に、ゆゆしき問題であるということは間違いないと思うんですが、今はヌートリアについての話題でございますので、これに関しましては、また改めてご報告をいただいてということにしたいと思います。

#### (7) 鴨川四季の日について

##### ○金田座長

それで、ちょっと急いで恐縮ですが、時間がもう予定を30分過ぎておりますので、「鴨川四季の日について」という最後の議題をできるだけ早く進めさせていただいて、本日何とか閉会に持って行きたいなと思っております。よろしく願いいたします。

##### ○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、資料7に基づきまして、「鴨川四季の日について」ご説明をさせていただきます。まず、「鴨川四季の日～夏～」の実施結果につきましては、前回の府民会議でご説明しました内容で、ここに掲げていますように、ホームページ等による情報発信。それから2番目として、府庁の展示。それから8月3日、4日に行われました「第44回鴨川納涼」におきまして、展示ブース等での啓発。それから4番目ですけれども、8月18日に行いました「鴨川探検！再発見！」での「鴨川の生き物観察&水質調査」ということを実施してございます。

それから、すいません、裏面のほうをごらんいただきたいんですけれども、「鴨川四季の日～秋～取組」予定について、ご説明をいたします。今年度の「鴨川四季の日～秋～」につきましては、期間としましては、10月13日（日）～10月27日（日）までの期間としたいと考えております。そこで、予定されています各種イベント等を紹介、啓発したいと考えております。

まず、1つ目は、「鴨川合同クリーンハイク」ということで、これは、鴨川を美しくする会さんの主催でございまして、10月13日の日曜日に開催されるものであります。前年度も、この府民会議のメンバーの方、有志の方に参加していただいておりますので、また、このページ以降に、美しくする会さんからいただきましたご案内を3枚ほどおつけしておりますので、またごらんいただいて、参加していただける方につきましては、河川課のほうに、またご連絡をいただければ幸いに存じます。

それから、2つ目としまして、また「鴨川探検！再発見！」も、秋に、また10月13日に予定しております。発信方法につきましては、ホームページ、それから府庁の展示コーナ

一、府民だより、ラジオ等の媒体を活用しまして、広報していきたいと考えております。

簡単ですが、説明は、以上でございます。

○金田座長

本日は、盛りだくさんの話題につきまして、ご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。ちょっと後ろのほうを急ぎ過ぎまして、ご意見を十分にいただけなかった点は、本当に申しわけございません。

しかしながら、本日、特に議事の最初にご説明いただきました「鴨川の新しいプランについて」につきましては、非常にこれ重要な点でございますし、ぜひとも、また後で、資料1-8にありますようなメール、ファクス等によりまして、ご意見をお願いしたいと思います。

それから、「鴨川における有効な景観形成について」というフローにつきましても、次回にもう一度ご議論させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

本日は、どうも大変ありがとうございました。司会をお返しいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

事務局のほうから、2点ほどお知らせがございます。まず、1点目は、今回の資料1のアクションプラン関係の資料でございますけれども、ホームページのアップに際しましては、一部著作権等の関係もありまして、本日ご紹介している資料の中に入っておりますけれども、一部写真図表等について修正する場合がございますので、その旨ご了承いただきたいと思ひます。

2点目につきましては、次期、公募募集と公募メンバー意見発表のお知らせでございます。今回、第3期公募メンバーの方々におかれましては、今年度最後の2年目ということになります。次回に、ご説明させていただきますけれども、第4期メンバーの公募募集について議題とさせていただく予定でございます。その際、第2期のときにもそうだったんですけれども、第2期の公募メンバーの方にもお願いしていたことですが、今回の第3期の公募メンバーの皆様におかれましては、次回の第24回、その次の第25回、この2回に分けて、4名から5名ぐらいずつになると思ひますけれども、お一人様7分以内で、この2年間にわたりまして、ご参加いただいた中で思われたことなどにつきまして、ご意見の発表をお願いしたいと考えてございます。詳しくは、後日、事務局のほうからそれぞれの公募メンバーの方々にご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいた

します。

○金田座長

7分というのは、私が干渉したことで事務局が言ったわけではないんですが、トータルの時間を考えましたら、そういう時間が出てまいりまして、恐縮ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

それで、次回の日程でございますけれども、11月ごろに予定してございます。また、事務局のほうで調整の上、改めてご連絡いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

本日は、長時間にわたりまして、熱心なご議論を賜りまして、ありがとうございました。また、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、以上でございます。ありがとうございました。